

第6回 航空分野特定技能協議会
議 事 次 第

日時：令和8年9月1日（火）13：00～

場所：WEB会議（teams）

1. 開会

2. 議事

- （1）特定技能制度の運用状況の報告
- （2）航空分野における外国人材の受入れについての報告
- （3）航空分野特定技能協議会規約改正についての決議
- （4）特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範策定についての決議
- （5）航空分野の育成・キャリア形成プログラム策定についての決議

3. 閉会

（配付資料）

資料1：特定技能制度の運用状況

資料2-1：航空分野における外国人材の受入れ

資料2-2：航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

資料3-1：航空分野特定技能協議会規約（改正案）

資料3-2：航空分野特定技能協議会新旧対照表

資料4-1：分野別協議会に係る今後の取組の方向性について

資料4-2：特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）

資料5-1：分野別運用方針のポイント（育成・キャリア形成プログラム） ※再掲

資料5-2：【航空分野】育成・キャリア形成プログラム（案）

参考資料：特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

－航空分野の基準について－

以 上

特定技能制度運用状況①

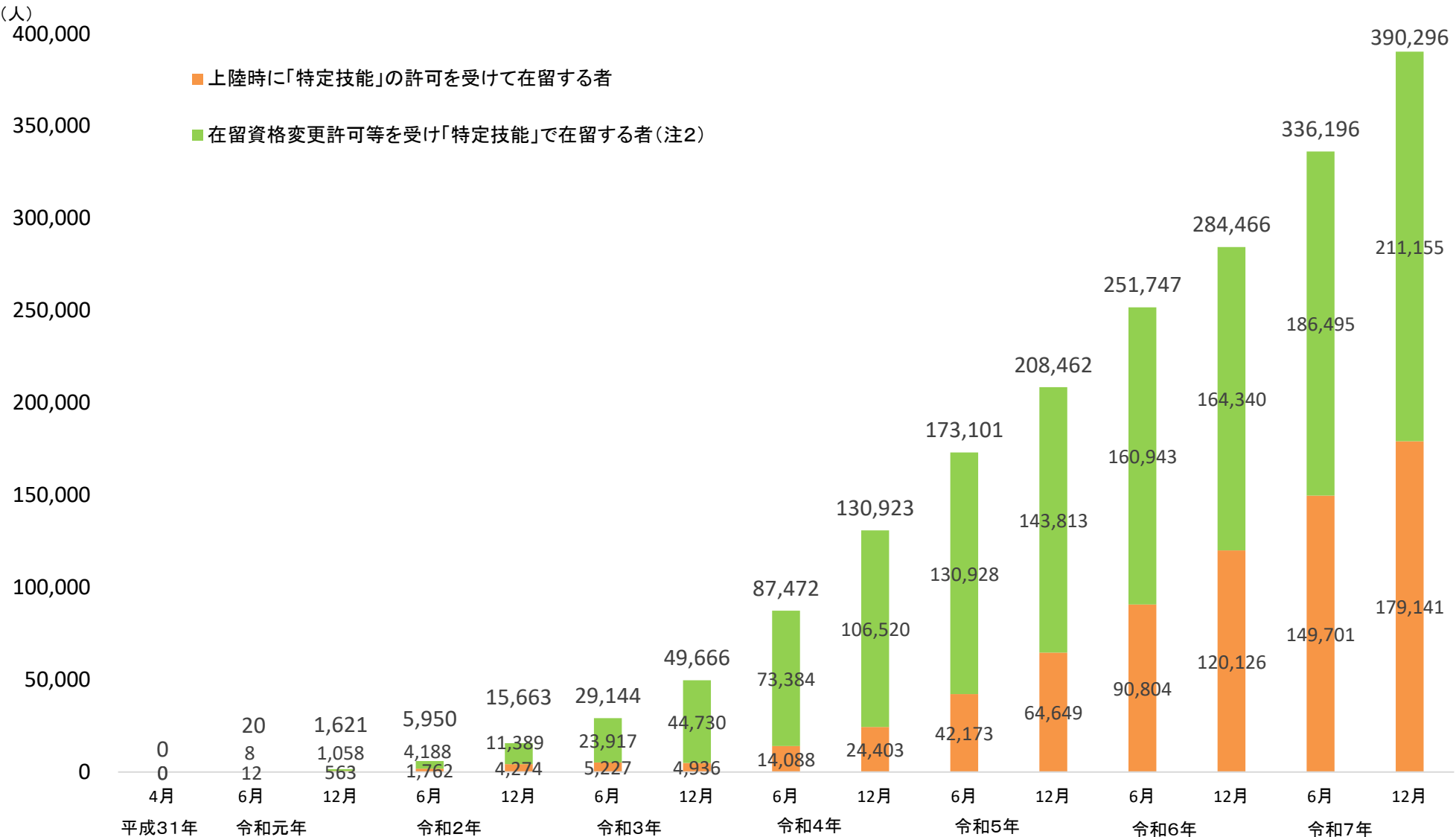
資料1



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

特定技能在留外国人数の推移(平成31年4月～令和7年12月末現在) (注1)

※数値はすべて速報値



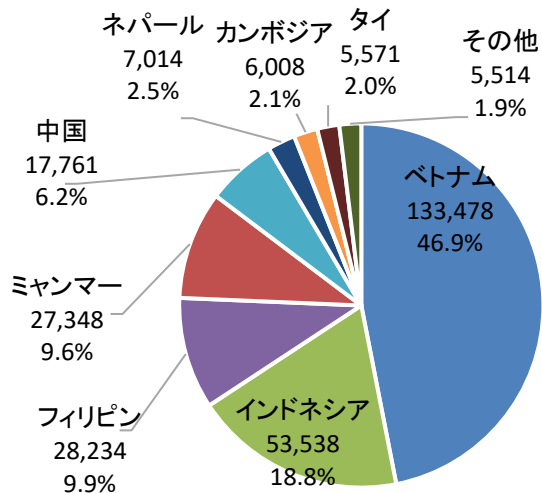
(注1)本資料において、「特定技能在留外国人」は、「特定技能1号」及び「特定技能2号」の許可を受けて在留する者とする。(注2)在留特別許可を受けて「特定技能」で在留する者を含む。

特定技能制度運用状況②

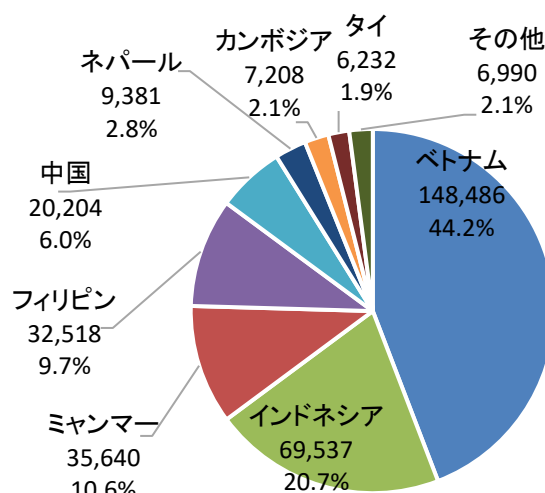
国籍・地域別特定技能在留外国人数の推移

※数値はすべて速報値

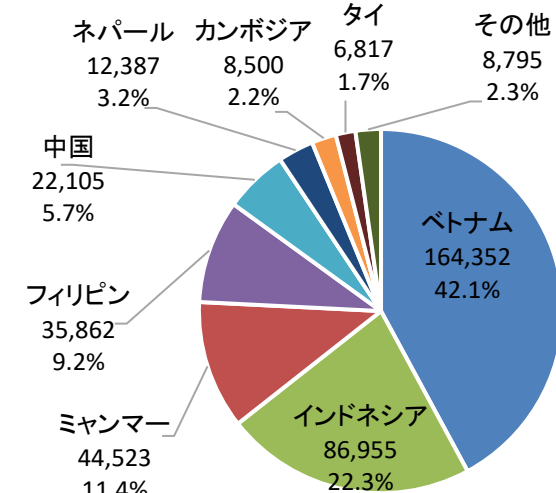
令和6年12月末:284,466人



令和7年6月末:336,196人

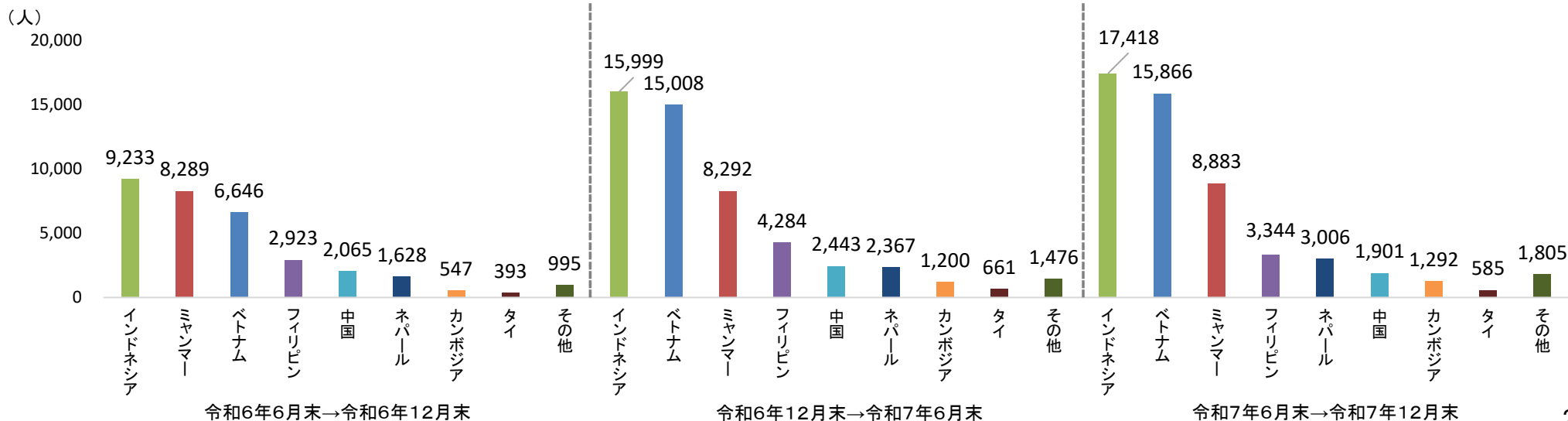


令和7年12月末:390,296人



国籍・地域別特定技能在留外国人増加数

(注)構成比は小数点第二位で四捨五入。



特定技能制度運用状況③

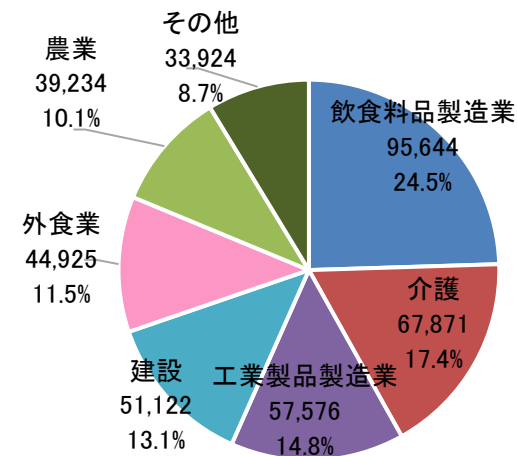
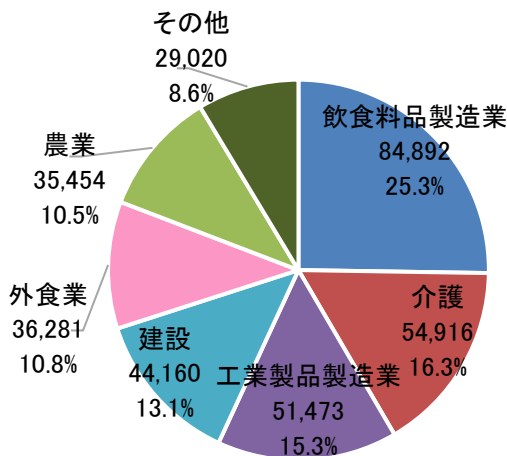
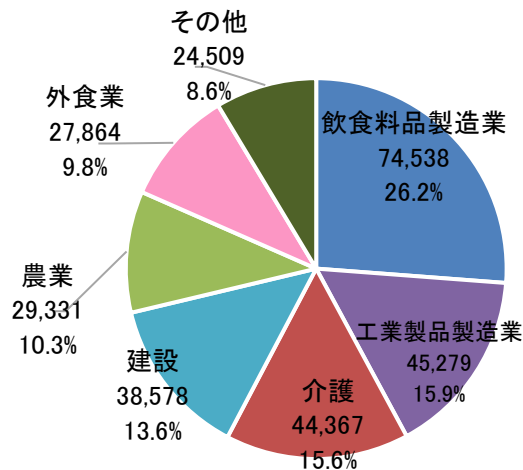
分野別特定技能在留外国人数の推移

※数値はすべて速報値

令和6年12月末:284,466人

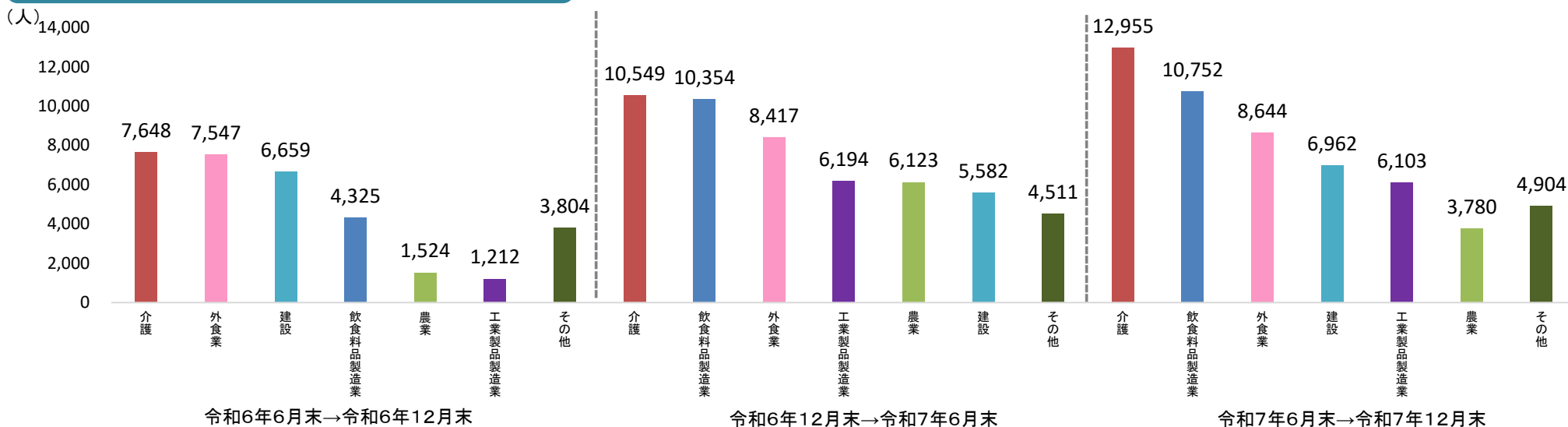
令和7年6月末:336,196人

令和7年12月末:390,296人



分野別特定技能在留外国人増加数

(注)構成比は小数点第二位で四捨五入。



特定技能制度運用状況④

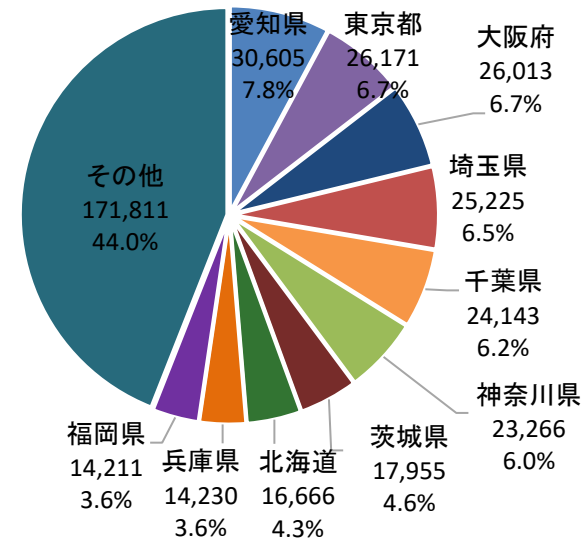
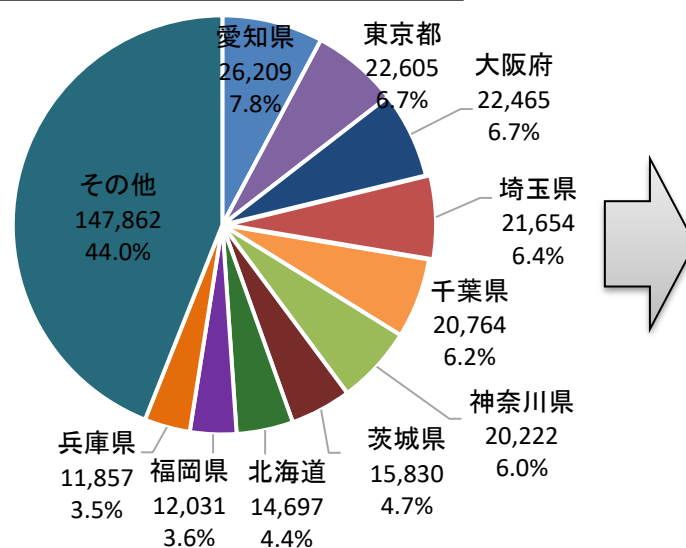
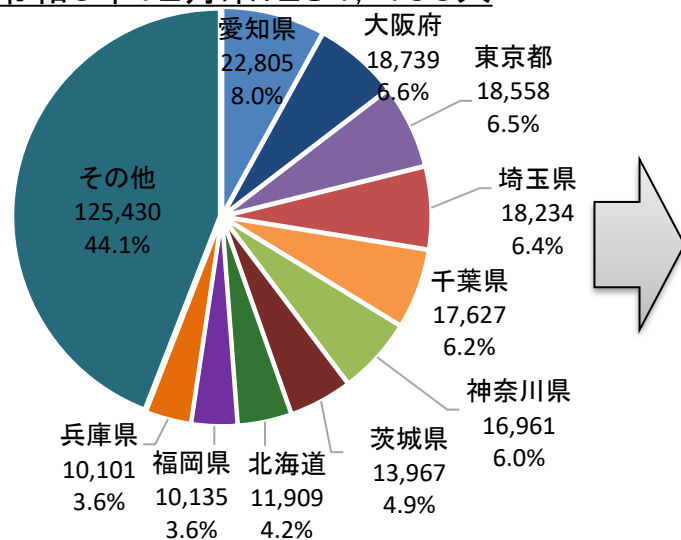
都道府県別特定技能在留外国人数の推移

※数値はすべて速報値

令和6年12月末:284,466人

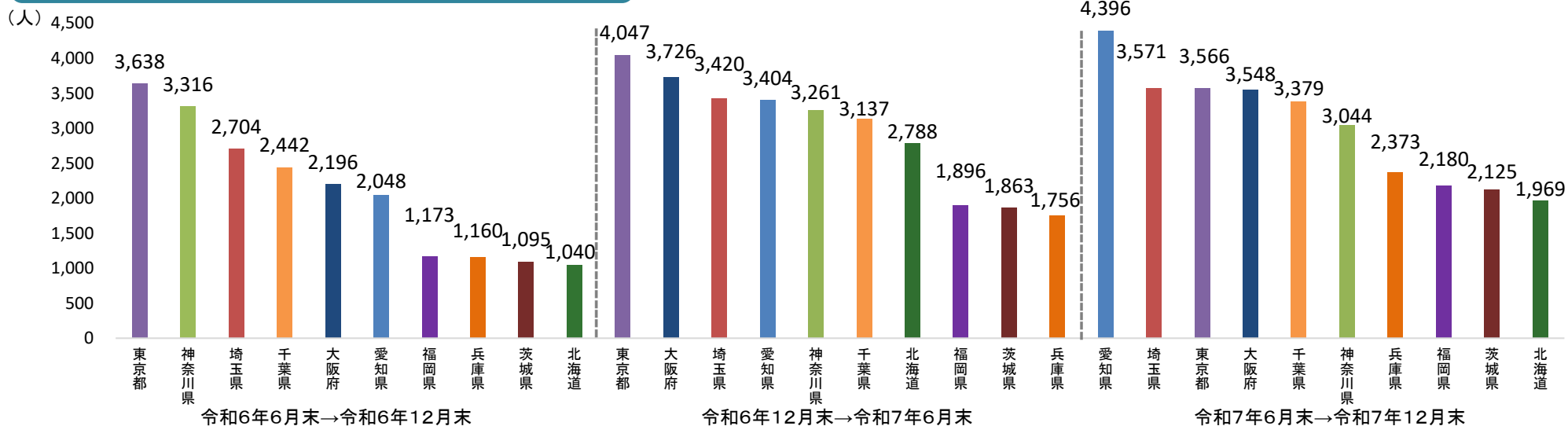
令和7年6月末:336,196人

令和7年12月末:390,296人



(注)構成比は小数点第二位で四捨五入。

都道府県別特定技能在留外国人増加数



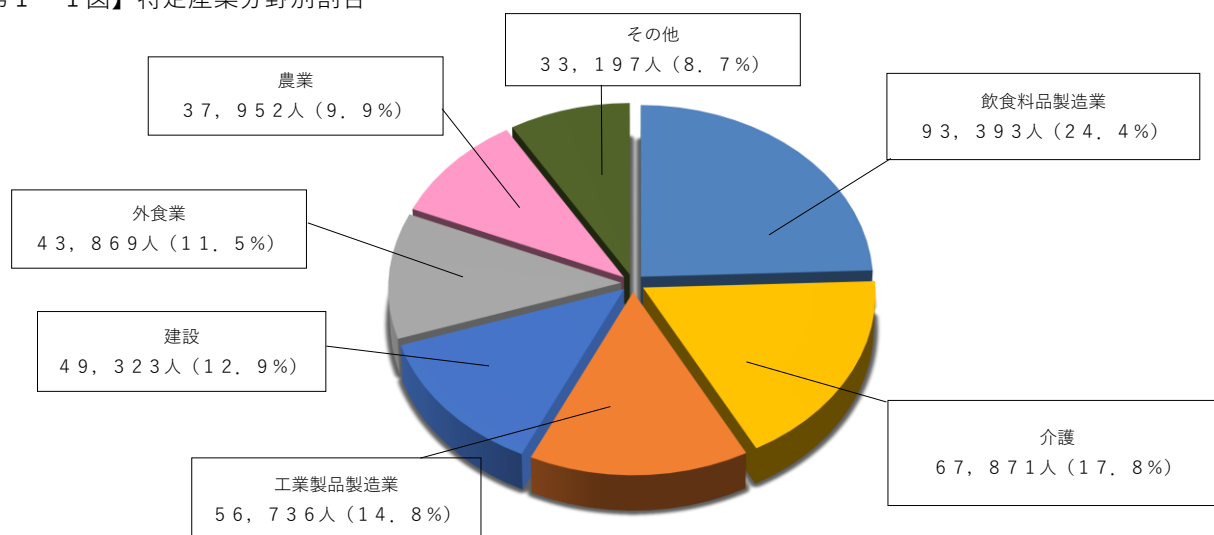
【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和7年12月末現在)

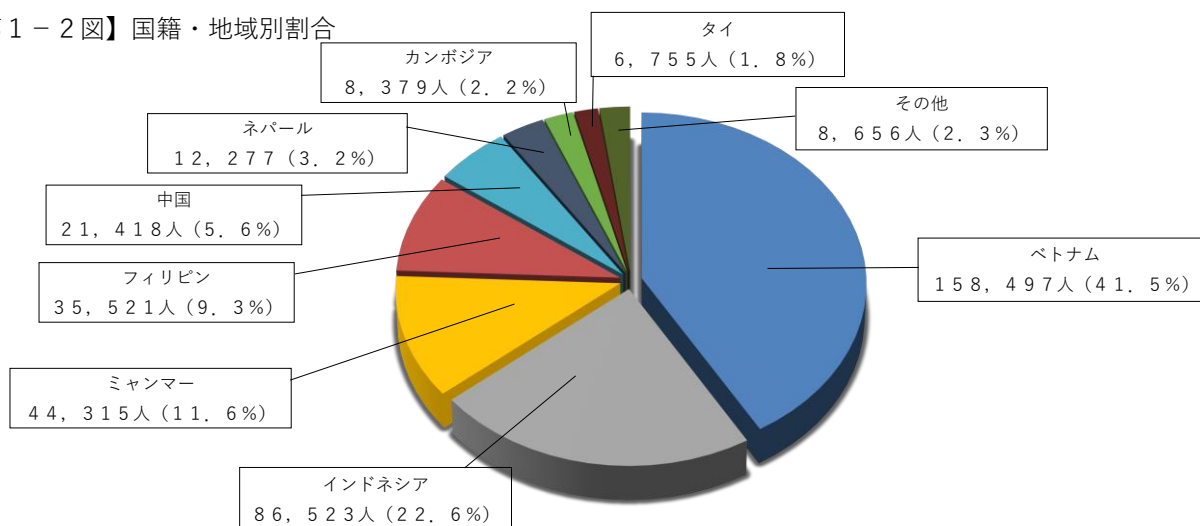
国籍・地域	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造業分野	建設分野	造船・船用工務分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	自動車運送業分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業分野	外食業分野	林業分野	木材産業分野
総数	382,341	67,871	8,395	56,736	49,323	11,204	4,560	2,260	1,968	151	54	37,952	4,590	93,393	43,869	0	15
ベトナム	158,497	10,401	2,276	32,445	30,159	1,688	1,661	199	229	52	20	9,789	572	55,372	13,623	0	11
インドネシア	86,523	21,139	2,705	10,910	6,638	2,452	832	264	450	21	29	14,089	3,879	19,593	3,521	0	1
ミャンマー	44,315	19,803	940	650	1,012	30	310	187	653	14	0	1,010	1	4,739	14,966	0	0
フィリピン	35,521	5,704	562	5,615	5,635	6,028	1,302	1,001	101	12	0	3,496	17	3,769	2,279	0	0
中国	21,418	1,340	1,179	4,161	2,598	847	31	6	57	30	5	2,744	120	5,614	2,683	0	3
ネパール	12,277	6,013	265	40	259	0	7	329	228	2	0	787	0	212	4,135	0	0
カンボジア	8,379	402	220	422	1,719	15	99	1	4	0	0	3,696	0	1,651	150	0	0
タイ	6,755	436	86	2,182	501	144	84	0	8	3	0	1,214	0	1,860	237	0	0
その他	8,656	2,633	162	311	802	0	234	273	238	17	0	1,127	1	583	2,275	0	0

注) 本表の数値は速報値である。

【第1-1図】特定産業分野別割合



【第1-2図】国籍・地域別割合



【第2表】都道府県別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和7年12月末現在)

都道府県	総数	介護分野	ビルクリーニング分野	工業製品製造分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	自動車運送業分野	鉄道分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	林業分野	木材産業分野
総数	382,341	67,871	8,395	56,736	49,323	11,204	4,560	2,260	1,968	151	54	37,952	4,590	93,393	43,869	0	15
北海道	16,379	3,489	471	284	1,088	25	194	20	185	0	0	3,880	882	4,410	1,451	0	0
青森県	1,982	333	3	35	78	207	16	0	2	0	0	693	81	458	76	0	0
岩手県	2,458	213	14	561	177	49	35	0	13	0	2	274	62	959	99	0	0
宮城県	3,769	635	30	216	469	31	45	0	49	2	2	230	243	1,526	291	0	0
秋田県	774	236	1	90	107	0	16	0	2	0	0	109	13	138	62	0	0
山形県	1,724	313	0	323	128	0	25	0	35	1	0	100	5	731	63	0	0
福島県	2,634	505	13	631	344	0	77	0	12	0	0	313	7	598	134	0	0
茨城県	17,606	1,728	54	3,099	1,199	3	180	0	41	4	2	5,604	69	5,042	581	0	0
栃木県	6,953	764	48	1,586	610	2	76	0	56	1	2	1,375	1	2,063	369	0	0
群馬県	10,991	1,396	90	2,300	635	0	106	1	113	0	0	1,846	1	4,131	369	0	3
埼玉県	24,518	4,427	411	2,176	5,894	3	326	3	29	27	7	628	0	7,914	2,673	0	0
千葉県	23,560	3,249	1,326	1,345	4,163	17	245	747	41	11	5	2,236	171	7,441	2,558	0	5
東京都	25,451	5,312	1,480	424	5,077	4	189	394	72	29	2	98	11	3,031	9,328	0	0
神奈川県	22,792	5,361	745	1,339	5,178	137	187	470	141	12	4	251	3	5,061	3,903	0	0
新潟県	3,403	397	22	512	392	0	43	0	27	1	2	328	4	1,493	182	0	0
富山県	3,444	565	40	1,242	488	0	130	0	16	0	0	39	35	594	295	0	0
石川県	3,740	575	134	1,446	341	4	65	0	23	0	0	75	105	595	377	0	0
福井県	2,230	354	12	655	302	4	44	0	26	0	0	116	99	266	352	0	0
山梨県	2,629	506	20	426	255	2	24	0	48	0	0	212	7	902	227	0	0
長野県	6,813	758	203	1,717	420	0	61	0	91	2	0	2,094	1	1,080	386	0	0
岐阜県	8,861	1,703	175	3,241	939	3	124	0	76	0	0	438	0	1,482	680	0	0
静岡県	11,533	1,637	110	3,081	1,111	138	127	0	81	0	0	877	34	3,309	1,028	0	0
愛知県	29,854	4,780	310	8,651	4,383	334	454	94	33	15	7	1,475	13	6,035	3,268	0	2
三重県	7,929	1,112	74	2,692	786	374	185	0	39	2	0	360	98	1,654	553	0	0
滋賀県	4,483	769	52	1,673	346	13	77	0	22	3	0	93	0	1,113	322	0	0
京都府	7,626	1,469	358	1,185	713	5	102	0	42	1	0	299	0	2,364	1,088	0	0
大阪府	25,471	6,446	906	4,091	3,760	37	197	468	61	15	5	131	10	4,814	4,527	0	3
兵庫県	13,933	3,327	264	2,759	1,507	127	153	0	104	4	6	450	164	3,793	1,275	0	0
奈良県	2,741	921	16	458	273	7	51	0	7	0	0	104	2	648	254	0	0
和歌山県	1,668	502	21	255	87	2	35	0	40	0	0	186	24	348	168	0	0
鳥取県	1,006	207	22	151	67	6	15	0	10	0	0	56	49	294	129	0	0
島根県	1,042	259	10	187	166	11	24	0	9	0	0	86	26	169	95	0	0
岡山県	6,088	914	42	1,166	745	234	61	0	10	0	0	390	137	2,079	310	0	0
広島県	12,128	1,495	95	1,968	1,323	3,212	139	0	36	2	0	396	644	2,149	667	0	2
山口県	3,457	680	19	475	605	219	58	0	16	0	6	85	33	975	286	0	0
徳島県	1,750	390	23	53	181	17	43	0	6	1	0	521	17	379	119	0	0
香川県	5,862	569	32	680	387	1,717	60	0	34	0	0	704	19	1,390	270	0	0
愛媛県	5,210	870	12	458	306	1,846	57	0	3	2	0	378	78	1,013	187	0	0
高知県	1,689	210	8	34	104	58	25	0	7	1	0	803	153	190	96	0	0
福岡県	13,943	2,728	158	1,422	1,923	68	181	18	25	10	0	1,318	139	4,299	1,654	0	0
佐賀県	2,840	654	5	143	229	231	35	0	9	0	0	214	293	860	167	0	0
長崎県	3,888	521	45	134	159	1,083	27	0	19	0	0	757	337	510	296	0	0
熊本県	8,019	1,279	86	602	563	421	46	0	44	0	0	2,854	130	1,326	668	0	0
大分県	3,305	624	66	307	277	526	68	8	51	0	0	673	70	283	352	0	0
宮崎県	3,012	635	16	140	199	1	21	3	8	0	2	931	146	707	203	0	0
鹿児島県	6,037	1,007	18	287	344	26	43	6	46	0	0	1,959	113	1,888	300	0	0
沖縄県	4,612	922	310	11	477	0	63	28	100	4	0	827	55	805	1,010	0	0
未定・詳	504	125	25	25	18	0	5	0	8	1	0	86	6	84	121	0	0

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の都道府県は在留外国人の住居地の都道府県である。

【第3表】 特定産業分野・業務区分別 特定技能1号在留外国人数

(令和7年12月末現在)

介 護 分 野
67,871

ビルクリーニング	分	野
		8,395

工業製品製造業分 野	56,736
---------------	--------

機械金属加工	電気電子機器 組立て	金属表面处理	紙器・段ボール箱 製造	コンクリート製品 製造	RPF製造	陶磁器製品製造	印刷・製本	紡織製品製造	縫製
44,203	10,322	1,498	141	81	21	50	200	36	184

建設分野	49,323
------	--------

土木	建築	ライフライン ・設備
26,369	19,593	3,361

分	野	(凡例)	
	-		
業務区分	業務区分		
-	-		

造船・舶用工業 分野	11,204
---------------	--------

造船	船用機械	船用電氣 電子機器
10,738	428	38

自動車整備 分野	4,560
-------------	-------

航空分野	2,260
------	-------

空港グランド ハンドリング	航空機整備
2,218	42

宿泊分野	1,968
------	-------

自動車運送業 分野	151
--------------	-----

トラック運転者	タクシー運転者	バス運転者
123	16	12

鉄 道 分 野	
	54

軌道整備	電気設備整備	車両整備	車両製造	運輸係員
14	8	6	26	0

農業分野	37.952
------	--------

耕種農業全般	畜産農業全般
30,056	7,896

漁業分野	4.590
------	-------

漁業	養殖業
2,533	2,057

飲食料品製造業分 野	93,393
---------------	--------

外食業分野	43.869
-------	--------

林業分野	0
------	---

木材産業分野	15
--------	----

16分野計	382,341
-------	---------

注) 本表の数値は速報値である。

【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

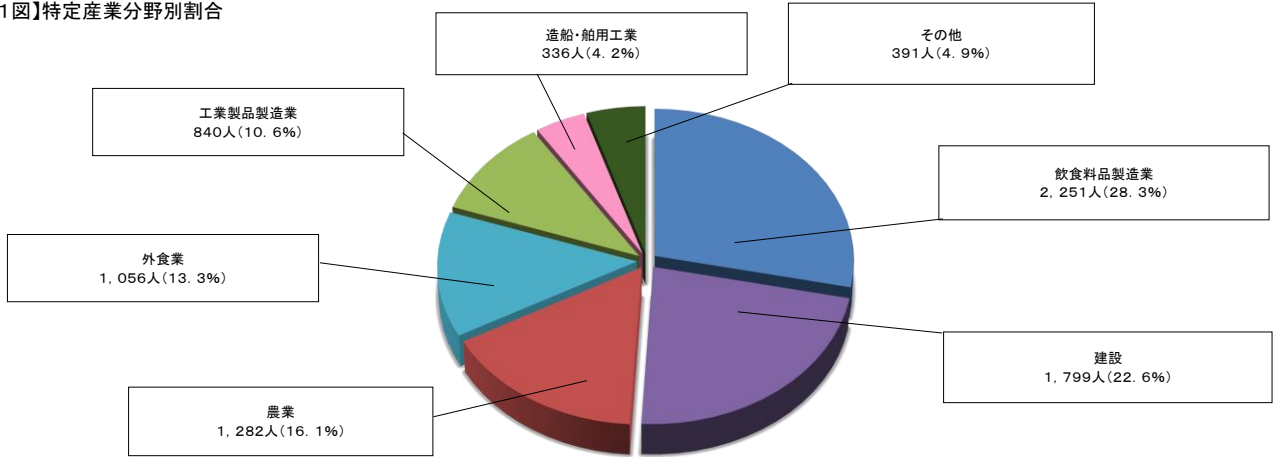
(令和7年12月末現在)

国籍・地域	総数	ビル・クリーニング分野	工業製品製造業	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物品製造業	外食業
総数	7,955	17	840	1,799	336	320	3	30	1,282	21	2,251	1,056
ベトナム	5,855	11	704	1,553	89	219	0	9	699	2	1,807	762
中国	687	1	75	168	17	2	0	4	164	0	186	70
インドネシア	432	1	42	40	39	18	0	7	169	19	87	10
フィリピン	341	1	5	14	165	59	0	0	63	0	22	12
ミャンマー	208	2	2	6	2	15	0	3	8	0	105	65
カンボジア	121	0	0	4	3	1	0	0	108	0	3	2
ネパール	110	1	0	5	0	1	1	2	26	0	17	57
タイ	62	0	10	2	21	0	0	0	17	0	5	7
その他	139	0	2	7	0	5	2	5	28	0	19	71

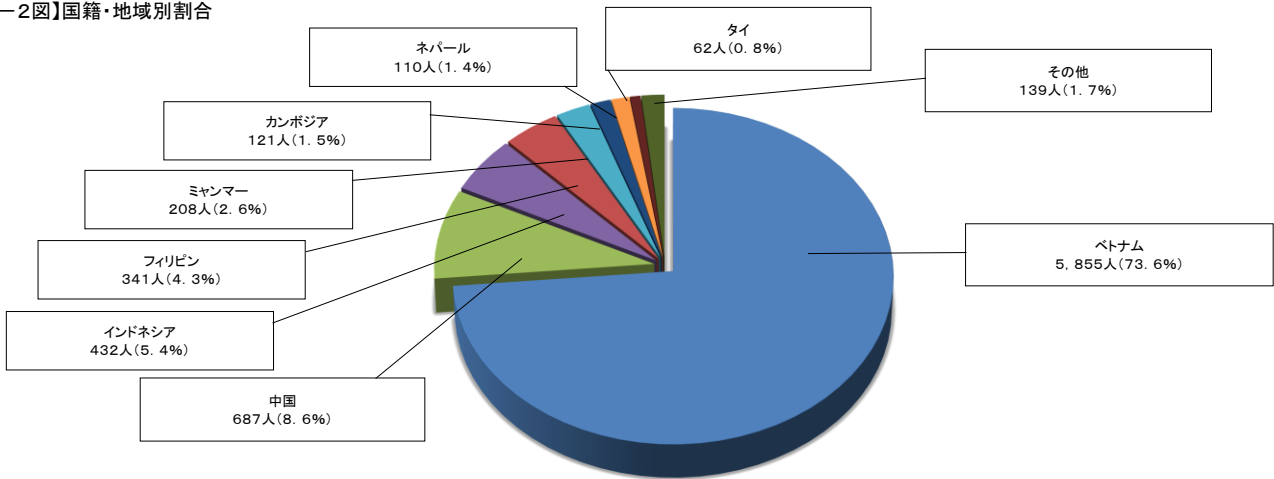
注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れが可能である特定産業分野のみ記載している。

【第1-1図】特定産業分野別割合



【第1-2図】国籍・地域別割合



【第2表】都道府県別 特定産業分野別 特定技能2号在留外国人数

(令和7年12月末現在)

都道府県	総数	ビルクリーニング分野	工業製品製造分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食物料品製造分野	外食業分野
総数	7,955	17	840	1,799	336	320	3	30	1,282	21	2,251	1,056
北海道	287	0	0	33	0	4	0	2	162	3	76	7
青森県	17	0	1	3	0	0	0	0	9	0	4	0
岩手県	19	0	3	0	2	1	0	1	5	1	6	0
宮城県	52	0	0	9	2	1	0	0	10	0	22	8
秋田県	9	0	2	0	0	0	0	0	0	0	7	0
山形県	25	0	2	4	0	0	0	0	1	0	18	0
福島県	48	0	9	14	0	1	0	2	15	0	4	3
茨城県	349	0	37	27	2	8	0	1	153	2	112	7
栃木県	141	0	23	25	0	9	0	0	51	0	27	6
群馬県	208	0	36	17	0	3	0	0	63	0	87	2
埼玉県	707	2	26	307	0	17	0	0	23	0	226	106
千葉県	583	3	17	152	0	12	1	1	119	5	183	90
東京都	720	6	11	214	0	19	2	4	1	0	139	324
神奈川県	474	2	20	187	14	21	0	0	3	0	136	91
新潟県	49	0	5	9	0	10	0	0	9	0	14	2
富山県	85	0	16	19	0	20	0	0	0	0	18	12
石川県	62	0	26	14	0	6	0	0	0	0	11	5
福井県	32	0	6	10	0	1	0	0	3	1	1	10
山梨県	61	0	7	17	0	5	0	0	9	0	22	1
長野県	116	1	18	8	0	8	0	1	63	0	16	1
岐阜県	161	0	49	25	0	8	0	4	27	0	40	8
静岡県	221	0	39	34	5	10	0	2	47	1	67	16
愛知県	751	1	135	145	3	45	0	0	79	0	238	105
三重県	172	0	28	21	29	9	0	0	17	1	63	4
滋賀県	54	0	20	7	0	1	0	0	6	0	16	4
京都府	187	1	29	48	0	6	0	2	11	0	72	18
大阪府	542	0	107	174	5	20	0	4	12	0	118	102
兵庫県	297	0	75	46	13	22	0	1	28	0	91	21
奈良県	23	0	2	4	0	2	0	0	2	0	9	4
和歌山県	20	0	6	1	0	4	0	0	6	0	2	1
鳥取県	19	0	1	4	0	0	0	1	0	4	8	1
島根県	7	0	0	2	0	2	0	0	2	0	1	0
岡山県	147	0	18	34	27	1	0	0	21	1	44	1
広島県	281	1	19	47	90	24	0	0	33	1	52	14
山口県	47	0	3	13	13	0	0	1	0	0	16	1
徳島県	44	0	1	9	0	1	0	0	30	0	3	0
香川県	142	0	2	16	38	0	0	0	18	0	68	0
愛媛県	83	0	4	6	42	1	0	0	12	0	17	1
高知県	28	0	1	2	0	2	0	0	16	0	5	2
福岡県	268	0	13	47	5	11	0	0	34	0	110	48
佐賀県	23	0	1	9	3	0	0	0	1	0	6	3
長崎県	44	0	3	3	13	0	0	0	15	1	8	1
熊本県	130	0	11	14	15	1	0	0	59	0	19	11
大分県	59	0	2	10	13	2	0	1	22	0	5	4
宮崎県	30	0	0	1	0	0	0	0	27	0	1	1
鹿児島県	96	0	6	6	2	2	0	0	43	0	34	3
沖縄県	34	0	0	2	0	0	0	2	15	0	9	6
未定・詳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 本表の都道府県は在留外国人の居住地の都道府県である。

注3) 特定技能2号外国人の受入れが可能である特定産業分野のみ記載している。

【第3表】特定産業分野・業務区分別 特定技能2号在留外国人数

(令和7年12月末現在)

ビルクリーニング分野
17

工業製品製造業分野		
840		
機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面处理
733	101	6

建設分野		
1,799		
土木	建築	ライフライン・設備
694	973	132

分野	(凡例)
-	
業務区分	業務区分
-	-

造船・船用工業分野			
336			
造船	船用機械	船用電気電子機器	
304	32	0	

自動車整備分野
320

航空分野	3
空港グランドハンドリング	航空機整備
2	1

宿泊分野
30

農業分野	1,282
耕種農業全般	畜産農業全般
918	364

漁業分野	21
漁業	養殖業
15	6

飲食品製造業分野
2,251

外食業分野
1,056

11分野計
7,955

注1) 本表の数値は速報値である。

注2) 特定技能2号外国人の受入れが可能である特定産業分野・業務区分のみ記載している。

特定技能 1 号の受入れ見込数及び在留者数について（令和 8 年 3 月末時点・速報値）

○ 現在の受入れ見込数は、令和 8 年 1 月 23 日に閣議決定（令和 11 年 3 月までの受入れ見込数）

(人)												
分野	介護	ビル クリーニング	リネン サプライ (※ 2)	工業製品 製造業	建設	造船・ 船用工業	自動車整備	航空	宿泊	自動車運送業 (※ 1)	鉄道 (※ 1)	物流倉庫 (※ 2)
受入れ見込数	126,900	32,200	4,300	199,500	76,000	23,400	9,400	4,900	14,800	22,100	2,900	11,400
在留者数	74,745	9,202	-	59,038	51,055	11,471	4,925	2,577	2,207	333	59	-
受入れ見込数の充足率	58.9%	28.6%	-	29.6%	67.2%	49.0%	52.4%	52.6%	14.9%	1.5%	2.0%	-
年間増加数 (※ 3)	26,332	2,560	-	12,962	9,957	1,514	1,646	937	1,365	332	49	-

分野	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業	林業 （※ 1）	木材産業 （※ 1）	資源循環 （※ 2）	合計
受入れ見込数	73,300	14,800	133,500	50,000	900	4,500	900	805,700
在留者数	39,950	4,842	96,367	47,714	8	34	-	404,527
受入れ見込数の充足率	54.5%	32.7%	72.2%	95.4%	0.9%	0.8%	-	50.2%
年間増加数 （※ 3）	9,438	1,232	20,509	16,498	8	34	-	105,373

※ 1 令和 6 年 3 月に受入れ対象分野に追加
※ 2 令和 8 年 1 月に受入れ対象分野に追加
※ 3 年間増加数は、令和 7 年 3 月末在留者数と令和 8 年 3 月末在留者数の差（速報値）

○航空分野における外国人材の受入れ

航空分野における外国人材の受入れ

- 航空分野(空港グランドハンドリング及び航空機整備)は、人手不足が深刻化しており、生産性向上の取組や国内人材の確保を最大限行っても、なお発生する人手不足に対して、令和10年度末までの累計で4,900人を上限(令和8年1月閣議決定)に特定技能の在留資格で外国人を受入。
- また、同閣議決定にて空港グランドハンドリングでは、新たに「旅客ハンドリング業務」、「機内食等の運搬・搭降載業務」、「航空燃料取扱業務」が追加された。

対象となる業務の内容

空港グランドハンドリング

既存業務

- 航空機地上走行支援業務
- 航空機内外の清掃整備業務
- 手荷物・貨物の航空機搭降載業務
- 手荷物・貨物取扱業務

追加業務

- 旅客ハンドリング業務
- 機内食等の運搬・搭降載業務
- 航空燃料取扱業務

航空機整備

- 運航整備
- 機体整備
- 装備品・原動機整備

航空分野における特定技能 1 号 受入人数の推移

年度	受入人数
R2.6	2
R2.12	13
R3.6	22
R3.12	36
R4.6	79
R4.12	167
R5.6	342
R5.12	632
R6.6	959
R6.12	1,382
R7.6	1,818
R7.12	2,260
(R8.3)	2,577

出典：入管庁「特定技能在留外国人人数」より
令和8年3月は速報値

国籍別内訳 (1号)

(参考)
2号在留人数 3人
(ネパール人、韓国人、モンゴル人 各1人)

在留外国人人数 2,260人

グラハン 2,218人
整備 42人

国籍	人数
フィリピン	1,001
ネパール	329
インドネシア	264
ミャンマー	199
モンゴル	187
スリランカ	184
ベトナム	69
その他	27

令和7年12月末現在

○分野別運用方針のポイント

第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする航空分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。

航空分野における育成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

①

講習受講・資格取得

②

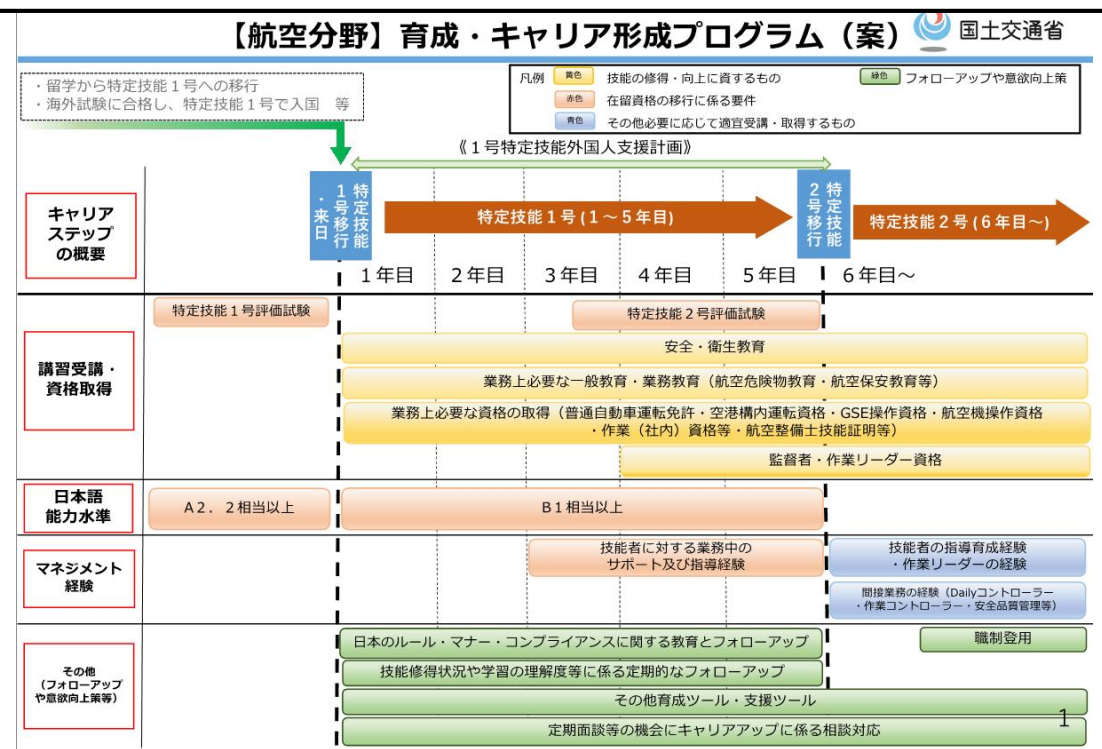
日本語能力

③

マネジメント経験

④

その他(フォローアップや意欲向上策等)



航空分野の育成・キャリア形成プログラム案

分野別運用方針のポイント(公租公課に関する必要な措置)

第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人及び特定技能所属機関は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第8章

税金 (国や市などに払うお金)

日本で働いた人、住んでいる人、買い物をした人などは、国や県、市、区などに『税金』というお金を払います。国などは集まった税金をみなさんの生活のために使います。

税金についてわからないときは、**税務署** = 税金の仕事をする役所

→P.108 や住んでいるまちの役所
(市役所、区役所、町役場、村役場)
に相談してください。



1 所得税 (国に払う税金)

だれが、いくら払いますか？



- 給料など、自分に入ったお金がある人。
- いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年にもらった給料などで決まります。
- 外国で働いたときの給料がある人は**税務署**などに相談してください。

いつ、どうやって払いますか？



払い方①

毎月、会社などが払います。(この払い方を源泉徴収と言います)

- あなたの給料から税金を引いて払います。

$$(\text{給料}) - (\text{税金}) = \text{あなたが会社などからもらうお金}$$

- その年に払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算します(これを年末調整と言います)。
多すぎた場合はその税金を12月の給料に足して返します。
- いくら払ったかは、会社から毎月もらう『給与明細』<=会社があなたの毎月の給料や、源泉徴収した所得税などを書いた紙>や、会社から次の年の1月31日までにもらう『給与所得の源泉徴収票』<=会社があなたの1年間の給料や、源泉徴収した所得税などを書いた紙>に書いてあります。

次の人は「払い方②」も読んでください。

- 2つ以上の会社などで働いたりして、**年末調整**をしていない人
- 給料の他に20万円以上もらった人



外国人材への周知の例

出典: 出入国在留管理庁
『生活・仕事ガイドブック』

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

航空分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業場所の除雪等)に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1(1)アの技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおりとする。

別表1 (第二1及び2関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分(従事する業務)
1	航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、 旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務)

別表2 (第二1及び2関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分(従事する業務)
1	航空分野特定技能2号評価試験(空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、 旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務 (これら工程を管理する業務))

特定技能の追加の業務内容について

旅客ハンドリング業務

○カウンター業務

旅客ターミナルにおいて、航空機の搭乗券の発行、受託手荷物の受付、その他の搭乗のための役務を提供する業務

カウンター業務



ゲート業務



旅客搭乗等サポート業務



旅客等輸送業務



○ゲート業務

搭乗ゲートにおける旅客の円滑な搭乗のための案内・誘導、未搭乗者等を検索する業務

○旅客搭乗等サポート業務、旅客等輸送業務

旅客の航空機への搭乗又は航空機からの降機を支援、旅客ターミナルと航空機の間で旅客等を輸送する業務

機内食等の運搬・搭降載業務

○積付け業務

機内食工場内で、機内食・機内サービス用品の航空機への搭載物品の、カート・コンテナへの組入れを行う業務

積付け業務



搭降載業務



○搭降載業務

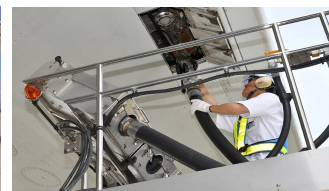
航空機への搭載物品のトラックへの搬入、航空機への搭降載、航空機ギャレーへの収納を行う搭降載業務

航空燃料取扱業務

○給油業務

特殊な給油車両を使い、翼や胴体にある燃料タンクへ給油する業務

給油業務



給油施設管理業務

○給油施設管理業務

貯蔵タンクや燃料ポンプの定期点検や燃料の品質チェック等、空港給油施設の管理・運営を行う業務



特定技能の追加業務について

 現在の対象業務

 追加業務

航空旅客取扱施設 (空港ターミナルビル)

旅客の搭乗のための
役務提供
預入手荷物受取り

旅客の搬送
(ランプバス)

旅客の誘導

旅客の流れ

預入手荷物の流れ

航空貨物取扱施設 (貨物上屋)

貨物の流れ

貨物受取り

貨物の積付け

貨物・預入手荷物の運搬
(トイングトラクター)

機内清掃

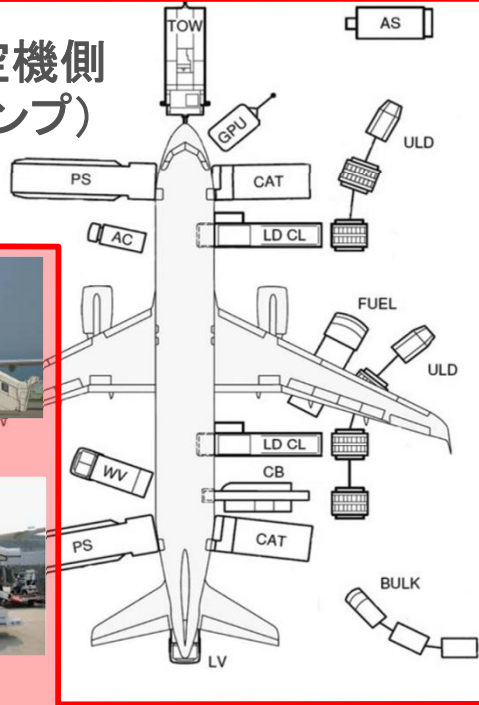
機体清掃

防除雪氷
(雪氷を除去し、雪氷の付着を予防するため薬剤を散布すること)

旅客搭乗橋・旅客搭乗車の接続

貨物・預入手荷物の搭降載

航空機側 (ランプ)



航空機プッシュバック
(車両等を用いて航空機を後方に押し出すこと)

マーシャリング
(航空機をエプロンの所定の位置まで誘導すること)

航空機トーイング
(車両等を用いて航空機を牽引すること)

充電、圧縮空気・冷暖房の供給、給水

機内食等の物品の積込み・取卸し

給油

分野別運用方針のポイント(在籍型出向)

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(2) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

航空分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態(同時に航空分野の2事業者を特定技能所属機関とする**在籍型出向形態を含む。**)とする。

イ 在籍型出向の形態により受け入れる必要性

航空分野においては、従前から相互に密接に関連する企業間において技能を要する業務(航空分野において受け入れる特定技能外国人に必要とされる技能を要する業務を含む。)を委託等するに当たり、在籍型出向形態により当該技能に係る教育・研修を行っている実態があり、特定技能制度においても特定産業分野に属する**技能の一層の向上を目的**として、安定的な業務委託等の関係のある機関間において、一定期間在籍型出向形態により航空分野の同一の業務区分に属する業務に従事させるために特定技能外国人を受け入れることが必要不可欠である。

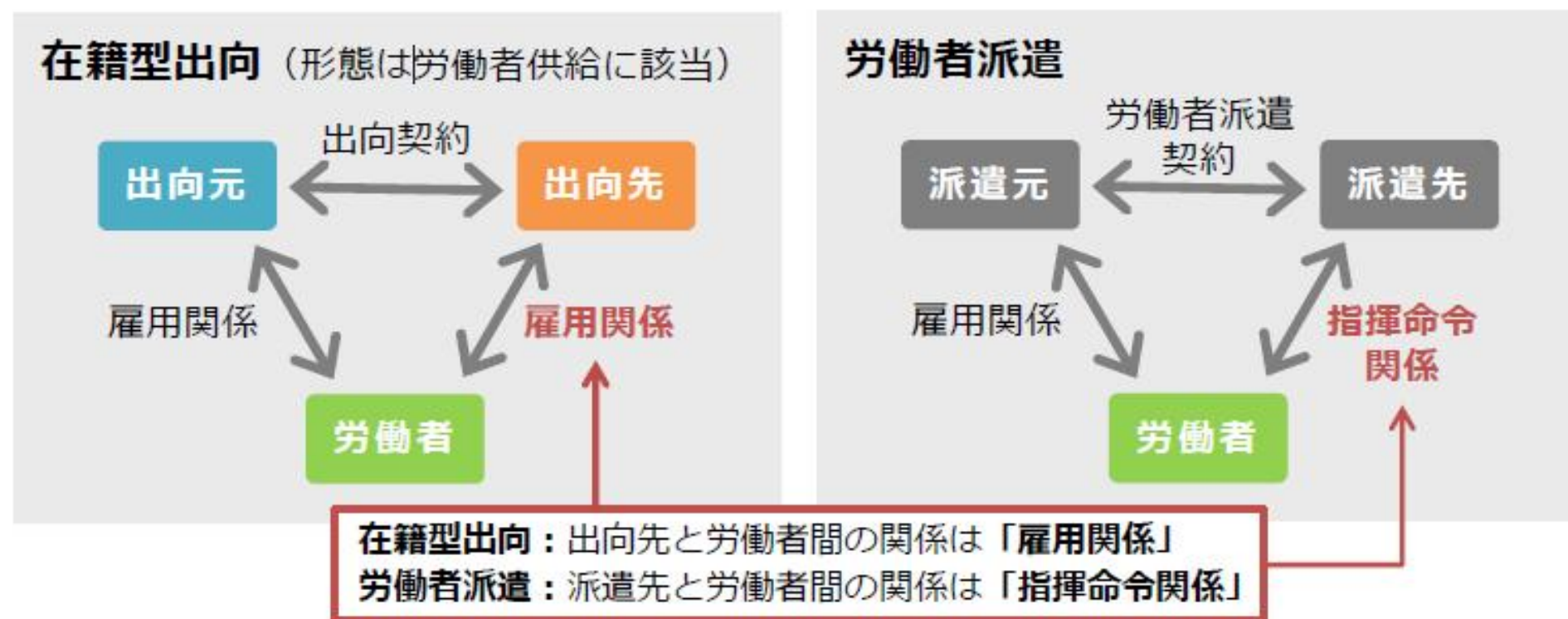
ウ 在籍型出向を活用して受け入れる場合における懸念を払拭するために講じる措置

航空分野において特定技能外国人の在籍型出向形態を認めるに当たり、特定技能外国人の雇用の安定や1号特定技能外国人への支援を確実に担保するため、国土交通省において、在籍型出向を行う出向元・出向先の特定技能所属機関を把握し、当該機関同士が適切に在籍型出向を行うことができることを確認した上で、**出向期間中における所定内賃金等の待遇が出向元におけるものに比べ維持又は向上されること**や在籍型出向に係る期間(1号特定技能外国人については**1年につき通算4月を超えない期間**とする。)における1号特定技能外国人支援を行う主体等を事前に確認する。

在籍型出向について

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、出向先企業に一定期間継続して勤務することをいいます。

※在籍型出向は、出向先企業と出向労働者との間に雇用契約関係があるため、労働者派遣には該当しません。（下図参照）



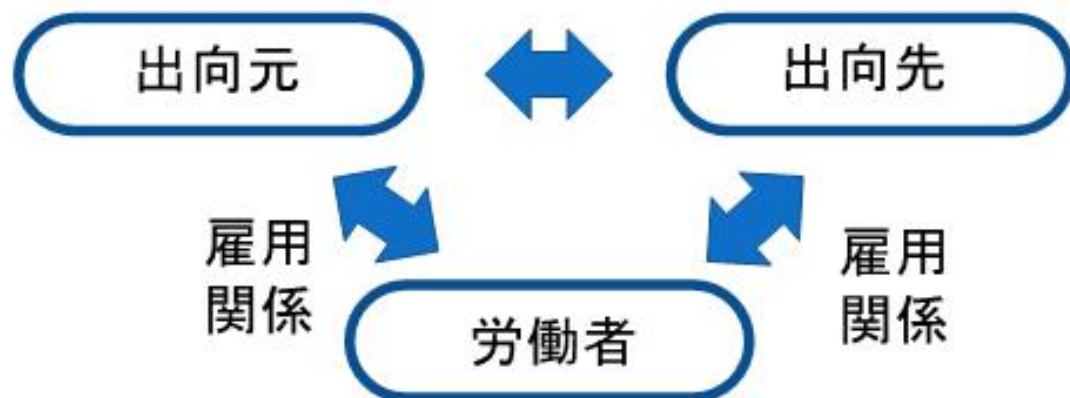
在籍型出向と移籍型出向の違い

労働者が従業員たる地位を保有しつつ、当該事業所（**出向元**）から他の事業主の事業所（**出向先**）において勤務すること（**在籍型出向**）、又は在籍出向中に出向元を退職し出向先に全面的に雇用される（**移籍型出向**）をいう。

在籍型出向

出向元に在籍しながら出向先の労働者として就労する。二重の雇用関係が成立する

出向契約（出向協約）



移籍型出向

在籍型出向中に「出向元」を退職し出向先に全面的に雇用される。雇用関係は1つのみ



引用：公益財団法人産業雇用安定センター資料

(ご紹介)外国人材受入れ環境整備に関する補助事業



増大するインバウンド需要への対応に必要な空港業務の体制強化等の空港受入環境整備

○ インバウンド需要の増加に対応し、地方誘客の促進を図るため、空港機能が持続可能な形で維持・発展できるよう、航空機の運航に不可欠な空港業務の体制強化を推進するとともに、今後の航空需要を支える航空整備士の確保に向けた取組についても支援する。

- ①令和8年度当初予算決定額
：0.8億円（一般会計（非公共））
- ②③令和8年度当初予算決定額
：28.8億円の内数（観光庁予算）
（令和6年度第1次補正予算額：6.1億円、
令和7年度当初予算額：1.7億円）

補助内容 航空・空港関係事業者の人材確保・育成、業務効率化、職場環境改善等に資する取組の推進

空港ごとの合同採用説明会の開催、教育訓練の実施、外国人材の受入環境整備、省人化等の業務効率化、空港業務人材の職場環境改善等に要する費用の一部を補助

◆補助対象空港：全ての空港 ◆補助対象事業者：①、②航空・空港関係事業者 等、③地方自治体 等 ◆補助率：1／2以下

① 人材確保・育成等への補助



空港ごとの
合同採用説明会



外国人や女性向け
採用説明会



教育訓練



航空整備士の効果的な
広報活動

新規対象



日本語教育



マニュアル等多言語化

② 業務効率化に資する資機材・設備整備への補助



案内ロボット



自動航空機洗浄機



牽引式空港用給油装置

新規対象



グラハン可視化システム（AIカメラ）



ジェット燃料タンク付帯設備

③ 空港業務人材の職場環境改善等への補助



共用休憩室



従業員用シャワー室・トイレ



暑さ・寒さ対策



応援派遣・業務委託

新規対象



共用GSE

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び
育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能
の在留資格に係る制度の運用に関する方針について

令和 8 年 1 月 2 3 日
閣 議 決 定

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号。
以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育
成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
（平成 2 8 年法律第 8 9 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条
の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育
成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた特定技能の
在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の
適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針（以
下「基本方針」という。）にのっとり、特定技能の在留資
格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の
運用に関する方針を別紙 1 から別紙 7 まで、別紙 9 及び別紙
1 1 から別紙 1 9 までのとおり定める。

また、入管法第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、基本方針
にのっとり、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関す
る方針を別紙 8 及び別紙 1 0 のとおり定める。

これに伴い、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関す
る方針（平成 3 0 年 1 2 月 2 5 日閣議決定）は、廃止する。

航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

航空分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

- （1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

航空分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

- （2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

航空分野では、令和 5 年 2 月に空港業務（空港グランドハンドリング等）の持続的な発展に向けた、学識経験者や関係業界による「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」を設置した。

同年 6 月には、同検討会において、人材確保等に資する「処遇改善」や「生産性向上」などを盛り込んだ「空港業務の持続的な発展に向けたビジョン」の中間とりまとめを公表し、生産性向上や人材確保に取り組んでいる。

ア 生産性向上のための取組

生産性向上のための具体的な施策として、①業務のマルチタスク化、②空港における G S E 車両等資機材の共有化、③先進技術の導入による作業の効率化、④航空会社ごとの作業資格を相互に承認する仕組みの運用、⑤従来機よりも定期点検間隔等が延長された新型航空機の導入、⑥整備記録の電子化、⑦空港制限区域内の自動運転レベル 4 による搬送作業の効率化等による生産性向上のための取組を実施している。

国土交通省としても、学識経験者や関係業界による「空港グランドハンドリング作業の生産性向上に関する技術検討会」の設置や、生産性向上に向けた取組に対する支援を行うとともに、令和7年6月に整備士制度を大幅に見直し、資格の業務範囲拡大や型式別資格の共通化を行うことにより、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、令和4年から令和6年にかけて日本での航空旅客数は約1.5倍増加する一方で、就業者数は約1.2倍の増加でもって対応している。

イ 国内人材確保のための取組

国内人材確保のための具体的な施策として、新規雇用の促進、若年離職者の抑制及び裾野拡大に向けて、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に取り組んでいる。

（ア）女性・高齢者・就職困難者等の就業促進

① 業界における男女間賃金格差の解消など、男女ともに安心して長く働き続けられる環境を整備する観点に基づく業界団体による女性活躍推進アクションプランを令和7年7月に公表

② 令和5年12月より航空従事者指定養成施設等の整備士養成課程の学生に対する奨学金制度の創設等に取り組んでいる。

また、国土交通省としても、退職自衛官の活用の観点から、駐屯地での説明会やインターンシップを実施する等の採用に向けた取組を推進するため、国土交通省・防衛省・業界団体において申合せを令和7年6月に締結するとともに、「航空広報戦略推進協議体」を設置し、裾野拡大に向けて継続的な広報活動、育休等に配慮した国家資格制度の見直しを通じて、女性の入職、高齢者の更なる活躍等を促進している。

（イ）処遇改善

① 賃金水準の改善や諸手当の拡充、公休日数の引上げ、育児休業制度の拡充等の労働条件の改善に関する取組

② 国による支援事業を活用しつつ、空港内の休憩スペースの確保等職場環境の改善等に取り組んでいる。

また、国土交通省としても、処遇改善等に資する取組として適正取引等の推進のためのガイドラインを令和7年12月に策定している。

（ウ）安全衛生対策

安全衛生対策として、国土交通省において、空港の制限区域内で発生した事故等に関する情報を収集し、分析結果及び安全情報を空港関係者に共有する等、再発防止に向けた取組を推進している。

こうした取組の結果、次の（エ）、（オ）及び（カ）のとおり成果がみられる。

（エ）（ア）の成果

上記（ア）の取組により、政府・業界等による取組を経て、航空分野における有効求人倍率は、令和6年1月から3月には4.68倍であったが、令和7年1月から3月には4.31倍へと減少している。

（オ）（イ）の成果

上記（イ）の取組により、政府・業界等による取組を経て、空港グランドハ

ンドリングにおける令和6年の給与水準は、前年と比較し約15%上昇している。

また、航空機整備における令和6年度の初任給は前年度と比較し、約5%上昇している。

(カ) (ウ) の成果

上記(ウ)の取組により、政府・業界等による取組を経て、労災発生率は近年概ね横ばいで推移している。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

近年の訪日外国人旅行者の増加に伴い、我が国の航空需要は拡大を続けている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における訪日外国人旅行者数の政府目標（2030年に6,000万人）の達成に向けた国際線旅客の更なる増加等に的確に対応していくためには、これを支える航空分野の人材確保が極めて重要であり、令和10年度には5万1,500人の就業者が必要であると見込まれる。

現在、航空分野においては、生産性向上や国内人材確保の取組を進めており、就業者数は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に回復している一方、一定数の退職者が生じており、また、整備士の高齢化等による大量退職への対応も喫緊の課題となっている。令和6年度における航空分野の主な職種の有効求人倍率は3.95倍（陸上荷役・運搬作業員、旅客・貨物係事務員、他に分類されない輸送の職業は3.99倍、輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く。）は3.62倍）となっており、また、令和6年（6月末現在）の雇用動向調査では「運輸業、郵便業」の欠員率は3.1%となっているほか、今後も更に航空需要が拡大し、令和10年度には、1万5,300人程度の人手不足が生じると見込まれるが、上記(2)に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が1万400人程度緩和されることが推測されるものの、なお4,900人程度の人手不足が見込まれる状況である。

また、航空分野における業務は日本全国の空港で行われているところ、地方部の空港においても航空需要が拡大し、地方部の人手不足も深刻化していくことが見込まれる。

航空輸送は我が国の経済社会活動や国民生活を支える基盤であり、航空分野の現場で即戦力となる人材は、安全で安定的な輸送の確保のための重要な役割を担っている。訪日外国人旅行者の増加等による航空需要の増加に的確に対応していくことが求められる中、航空分野の基盤を維持し、今後も発展させていくためには、空港内での作業の制約を理解し、航空機用の特殊な機材や工具を用いて作業を行うという一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

航空分野における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、4,900人である。

当該受入れ見込数は、航空分野において、令和10年度には1万5,300人程度の

人手不足が見込まれる中、先進技術の導入による作業の効率化等による毎年1%程度の生産性向上（令和10年度までに2,400人程度）や、労働条件の改善等による追加的な国内人材の確保（令和10年度までに8,000人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

3 在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び再開の措置

（1）航空分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 航空分野の1号特定技能外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）
- ② 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- ③ 関係業界への調査
- ④ 国土交通省が設置する特定技能制度における航空分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）における特定技能所属機関等からの状況把握等

（2）入管法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（1）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする航空分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

航空分野における育成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験
- ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）

（2）治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、航空分野における特定技能外国人に関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、特定技能の協議会等と連携し、本制度の趣旨や優良事例の情報を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、地方部の中小事業者も含めた各特定技能所属機関に採用活動や生活支援の充実を促し、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人及び特定技能所属機関は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

航空分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA 2. 2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

航空分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格又は資格を取得した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

- ① 空港グラウンドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。
- ② 航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のB 1相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

航空分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業場所の除雪等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1（1）アの技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

ア 雇用形態

航空分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態（同時に航空分野の2事業者を特定技能所属機関とする在籍型出向形態を含む。）とする。

イ 在籍型出向の形態により受け入れる必要性

航空分野においては、従前から相互に密接に関連する企業間において技能を要する業務（航空分野において受け入れる特定技能外国人に必要とされる技能を要する業務を含む。）を委託等するに当たり、在籍型出向形態により当該技能に係る教育・研修を行っている実態があり、特定技能制度においても特定産業分野に属する技能の一層の向上を目的として、安定的な業務委託等の関係のある機関間において、一定期間在籍型出向形態により航空分野の同一の業務区分に

属する業務に従事させるために特定技能外国人を受け入れることが必要不可欠である。

ウ 在籍型出向を活用して受け入れる場合における懸念を払拭するために講じる措置

航空分野において特定技能外国人の在籍型出向形態を認めるに当たり、特定技能外国人の雇用の安定や1号特定技能外国人への支援を確実に担保するため、国土交通省において、在籍型出向を行う出向元・出向先の特定技能所属機関を把握し、当該機関同士が適切に在籍型出向を行うことができることを確認した上で、出向期間中における所定内賃金等の待遇が出向元におけるものに比べ維持又は向上されることや在籍型出向に係る期間（1号特定技能外国人については1年につき通算4月を超えない期間とする。）における1号特定技能外国人支援を行う主体等を事前に確認する。

（3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 空港管理者により空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）に基づく当該空港における営業の承認等を受けた事業者若しくは航空運送事業者又は航空法（昭和27年法律第231号）に基づき国土交通大臣の認定を受けた航空機整備等に係る事業場を有する事業者若しくは当該事業者から業務の委託を受ける事業者であること。
- ② 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。
- ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記②、③及び④の条件を満たす登録支援機関に委託すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	航空分野特定技能 1 号評価試験 (空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング (社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務)
2	航空分野特定技能 1 号評価試験 (航空機整備)	航空機整備 (運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務)

別表 2 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	航空分野特定技能 2 号評価試験 (空港グランドハンドリング)	空港グランドハンドリング (社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務 (これら工程を管理する業務))
2	航空分野特定技能 2 号評価試験 (航空機整備) 航空従事者技能証明のうち以下のもの 一等航空整備士 (飛行機) 一等航空整備士 (回転翼航空機) 二等航空整備士 (飛行機) 二等航空整備士 (回転翼航空機) 一等航空運航整備士 (飛行機) 一等航空運航整備士 (回転翼航空機) 二等航空運航整備士 (飛行機) 二等航空運航整備士 (回転翼航空機) 航空工場整備士 (機体構造関係) 航空工場整備士 (ピストン発動機関係)	航空機整備 (自らの判断により行う、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備の専門的・技術的な業務)

航空工場整備士（タービン発動機関係）	
航空工場整備士（プロペラ関係）	
航空工場整備士（計器関係）	
航空工場整備士（電子装備品関係）	
航空工場整備士（電気装備品関係）	
航空工場整備士（無線通信機器関係）	

航空分野特定技能協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会の名称は、航空分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 協議会は、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護を行うため、また、各地域の特定技能所属機関が必要な特定技能外国人を受け入れるため、構成員が相互に連絡を図ること及び必要な措置を講ずることを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 特定技能所属機関及び登録支援機関（以下「特定技能所属機関等」という）に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜き等の自粛要請等を含む。）
- 八 航空分野における生産性の向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発
- 九 特定技能所属機関等が構成員であることの証明
- 十 特定技能外国人に係る「育成・キャリア形成プログラム」の策定・更新
- 十一 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（以下「行動規範」という）の策定・更新
- 十二 特定技能外国人及び特定技能所属機関に対する、公租公課の納入に係る啓発
- 十三 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

（構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 有識者
- 二 特定技能所属機関（特定技能外国人の雇用を予定している者を含む。）
- 三 登録支援機関
- 四 航空事業者団体
- 五 警察庁

六 出入国在留管理庁

七 外務省

八 厚生労働省

九 国土交通省

2. 構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

(協議会の招集)

第5条 協議会の招集は、事務局が行う。

2 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。

3 原則として年に1回以上、簡易な方法によらず開催することとする。

4 協議会は、事務局が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

5 協議会は、第3条第七号に規定する自粛要請その他事務局が特に必要と認める事項に関して、事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課及び安全全部安全政策課乗員政策室が行う。

(入会、退会等)

第7条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関等は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

2 事務局は、前項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨をメール等にて回答するものとする。

3 すでに構成員となっている特定技能所属機関等は、第1項の届出内容に変更が生じた場合には、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

4 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。

5 特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により航空分野における特定技能所属機関等でなくなった協議会の構成員は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

6 構成員が航空分野における特定技能所属機関等でなくなったにも関わらず前項の届出を行わない場合、構成員と連絡がとれない場合又は構成員が関係法令・関係規程・行動規範等に定められた内容を遵守しない等、航空分野への特定技能外国人の受入れに関して、適正な受入れがなされていないと認められる場合には、協議会はその決議により、当該構成員を退会させることができる。

7 前項により、協議会を退会させられた特定技能所属機関等の再入会については原則として、認めない。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。

附 則（令和〇年〇月〇日）

この規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。

航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関 (受入企業) 名称			
所在地	〒		
代表者(役職・氏名)			
特定技能外国人が 従事する業務			
特定技能外国人の 就労場所			
支援計画の全部の実施を委託 する場合、登録支援機関名称			
支援を実施する特定技能外国 人を特定技能所属機関が受け 入れた日(見込み)	令和 年 月 日		
特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域) _____ (人数) _____人 _____人 _____人		
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

【添付書類】

空港グランドハンドリングについては、特定技能外国人が就労する空港の管理者等から受けた営業承認書類（国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業を行う特定技能所属機関にあっては、成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会構成員加入通知書）等の写し。航空機整備については、航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者であることを証明する書類の写し。

（業務委託等を受ける者である場合は、委託元に係る上記の書類及び委託契約書の写し）

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
 - ・ 航空分野特定技能協議会規約及び特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範、その他協議会による決議事項を遵守します。
 - ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
 - ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きは行いません。
 - ・ 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。
- ※ 遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

航空分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書 兼 資格証明書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

申請事項

特定技能所属機関 （受入企業）名称			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
特定技能外国人が 従事する業務	アイテムを選択してください。		
特定技能外国人の 就労場所			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

（協議会事務局使用欄）

航空分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付日・受付番号

航空分野特定技能協議会退会届出書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項

特定技能所属機関 （受入企業）名称			
協議会構成員番号			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			
退会の事由	該当する項目の□を■にしてください。 ☐ 航空分野に係る特定技能外国人を雇用しなくなったため ☐ その他（ ）		

航空分野特定技能協議会構成員 変更届出書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項（変更後）

☐	特定技能所属機関 （受入企業）名称			
☐	所在地	〒		
☐	代表者（役職・氏名）			
☐	特定技能外国人が 従事する業務			
☐	特定技能外国人の 就労場所			
☐	支援計画の全部の実施を委託 する場合、登録支援機関名称			
☐	特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	（国籍・地域） _____ （人数） _____ 人 _____ _____ 人 _____ _____ 人		
☐	担当者氏名		電話番号	
☐	担当者電子メール			

↑ 今回変更しようとする事項について、□を■にしてください。

航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

登録支援機関名称 及び登録番号										
所在地	〒									
代表者（役職・氏名）										
支援計画の全部の実施の委託元 となる特定技能所属機関名称										
支援を実施する特定技能 外国人を特定技能所属機 関が受入れた日（見込み）	令和 年 月 日									
担当者氏名					電話番号					
担当者電子メール										

※委託元となる特定技能所属機関から航空分野特定技能協議会加入届出書により確認を終えた日以後、本届出を受理いたします。

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
 - ・ 航空分野特定技能協議会規約及び特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範、その他協議会による決議事項を遵守します。
 - ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
 - ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの幫助は行いません。
 - ・ 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。
- ※ 遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

（協議会事務局使用欄）

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

航空分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書兼 資格証明書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下のとおり申請いたします。

申請事項

登録支援機関名称 及び登録番号	—									
協議会構成員番号										
所在地	〒									
代表者（役職・氏名）										
担当者氏名					電話番号					
担当者電子メール										

（協議会事務局使用欄）

航空分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付日・受付番号

航空分野特定技能協議会退会届出書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会を退会したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項

登録支援機関名称 及び登録番号										
協議会構成員番号										
所在地	〒									
代表者（役職・氏名）										
担当者氏名					電話番号					
担当者電子メール										
退会の事由	該当する項目の□を■にしてください。 ☐ 航空分野に係る特定技能外国人の支援を行わなくなったため ☐ その他（ ）									

航空分野特定技能協議会構成員 変更届出書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下のとおり届出いたします。

届出事項（変更後）

☐	登録支援機関名称 及び登録番号										
☐	所在地	〒									
☐	代表者（役職・氏名）										
☐	支援計画の全部の実施の委託元 となる特定技能所属機関名称										
☐	担当者氏名					電話番号					
☐	担当者電子メール										

↑ 今回変更しようとする事項について、□を■にしてください。

航空分野特定技能協議会規約 新旧対照表

(下線の部分は改正箇所)

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (活動内容) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一～二 (略) 三 特定技能所属機関<u>及び登録支援機関</u>(以下「特定技能所属機関等」という)に対する法令<u>遵守</u>の啓発 四～六 (略) 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む。) 八 (略) 九 特定技能所属機関等が構成員であることの証明 十 特定技能外国人に係る「育成・キャリア形成プログラム」の策定・更新 十一 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向け	第1条・第2条 (略) (活動内容) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 一～二 (略) 三 特定技能所属機関等に対する法令<u>順守</u>の啓発 四～六 (略) 七 上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む。) 八 (略) 九 特定技能所属機関<u>及び登録支援機関</u>が構成員であることの証明 (新設) (新設)

<u>た行動規範（以下「行動規範」という）の策定・更新</u> <u>十二 特定技能外国人及び特定技能所属機関に対する、公租公課の納入に係る啓発</u> <u>十三 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等</u> （構成員） 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一 （略） 二 特定技能所属機関（特定技能外国人の雇用を予定している者を含む。） 三～五 （略） 六 <u>出入国在留管理庁</u> 七～九 （略） 2. （略） （協議会の招集） 第5条 協議会の招集は、事務局が行う。 （削除） <u>2 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。</u> <u>3 原則として年に1回以上、簡易な方法によらず開催することとする。</u> 4～5 （略）	（新設） <u>十 その他、前条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等</u> （構成員） 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一 （略） 二 特定技能所属機関 三～五 （略） 六 <u>法務省</u> 七～九 （略） 2. （略） （協議会の招集） 第5条 協議会の招集は、事務局が行う。 <u>2 協議会は、原則として3月に1回以上開催する。</u> <u>3 協議会は、事務局の判断により、書面その他の簡易な方法により開催することができる。ただし、年に1回以上、簡易な方法によらず開催することとする。</u> 4～5 （略）
--	--

(事務局) 第6条 協議会の事務は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課及び安全部<u>安全政策課</u>乗員政策室が行う。 (入会、退会等) 第7条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関等は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。 2 事務局は、前項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を<u>メール等</u>にて回答するものとする。 3 <u>すでに構成員となっている特定技能所属機関等は、第1項の届出内容に変更が生じた場合には、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。</u> 4 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。 5 <u>特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により航空分野における特定技能所属機関等でなくなった協議会の構成員は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。</u> 6 <u>構成員が航空分野における特定技能所属機関等でなくなったにも関わらず前項の届出を行わない場合、構成員と連絡が</u>	(事務局) 第6条 協議会の事務は、国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課及び安全部<u>運航安全課</u>乗員政策室が行う。 (入会、退会等) 第7条 協議会の構成員となろうとする特定技能所属機関<u>または登録支援機関</u>（以下「特定技能所属機関等」という。）は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。 2 事務局は、前項の届出を受理した場合、特定技能所属機関等に対して、その旨を<u>書面</u>にて回答するものとする。 (新設) 3 事務局は、すでに構成員となっている特定技能所属機関等の求めがあった場合には、当該特定技能所属機関等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。 4 <u>特定技能外国人の受入れを終了した等の理由により協議会の構成員でなくなった特定技能所属機関等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。</u> (新設)
---	---

<u>とれない場合又は構成員が関係法令・関係規程・行動規範等に定められた内容を遵守しない等、航空分野への特定技能外国人の受入れに関して、適正な受入れがなされていないと認められる場合には、協議会はその決議により、当該構成員を退会させることができる。</u> <u>7 前項により、協議会を退会させられた特定技能所属機関等の再入会については原則として、認めない。</u> (削除) 附 則 この規約は、平成31年4月1日より施行する。 <u>附 則 (令和○年○月○日)</u> <u>この規約は、令和○年○月○日より施行する。</u>	(新設) (雑則) <u>第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。</u> 附 則 この規約は、平成31年4月1日より施行する。 (新設)
--	--

第1号様式（第7条関係）

第1号様式

航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関 (受入企業) 名称			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
特定技能外国人が 従事する業務			
特定技能外国人の 就労場所			
支援計画の全部の実施を委託 する場合、登録支援機関名称			
支援を実施する特定技能外国 人を特定技能所属機関が受け 入れた日（見込み）	令和 年 月 日		
特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域)	(人数)	人
			人
			人
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

【添付書類】

空港グランドハンドリングについては、特定技能外国人が就労する空港の管理者等から受けた営業承認書類（国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業を行う特定技能所属機関にあっては、成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会構成員加入通知書）等の写し。航空機整備については、航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者であることを証明する書類の写し。
(業務委託等を受ける者である場合は、委託元に係る上記の書類及び委託契約書の写し)

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

(削除)

- 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
 - 航空分野特定技能協議会規約及び特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範、その他協議会による決議事項を遵守します。
 - 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
 - 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きは行いません。
 - 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。
- ※ 遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

第1号様式（第7条関係）

第1号様式

航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（特定技能所属機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

特定技能所属機関 (受入企業) 名称			
所在地	〒		
代表者（役職・氏名）			
特定技能外国人が 従事する業務			
特定技能外国人の 就労場所			
支援計画の全部の実施を委託 する場合、登録支援機関名称			
支援を実施する特定技能外国 人を特定技能所属機関が受け 入れた日（見込み）	令和 年 月 日		
特定技能外国人の 国籍・地域及び人数	(国籍・地域)	(人数)	人
			人
			人
担当者氏名		電話番号	
担当者電子メール			

【添付書類】

空港グランドハンドリングについては、特定技能外国人が就労する空港の管理者等から受けた営業承認書類等の写し。航空機整備については、航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者であることを証明する書類の写し。
(業務委託等を受ける者である場合は、委託元に係る上記の書類及び委託契約書の写し)

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

なお、遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

- 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- 航空分野特定技能協議会規約を遵守します。
- 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きは行いません。
- 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。

(新設)

(協議会事務局使用欄)

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

第2号様式（第7条関係）

第2号様式

航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

登録支援機関名称 及び登録番号											
所在地	〒										
代表者（役職・氏名）											
支援計画の全部の実施の委託元 となる特定技能所属機関名称											
支援を実施する特定技能 外国人を特定技能所属機 関が受入れた日（見込み）	令和 年 月 日										
担当者氏名						電話番号					
担当者電子メール											

※委託元となる特定技能所属機関から航空分野特定技能協議会加入届出書により確認を終えた日以後、本届出を受理いたします。

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

（削除）

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
 - ・ 航空分野特定技能協議会規約及び特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範、その他協議会による決議事項を遵守します。
 - ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
 - ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの補助は行いません。
 - ・ 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。
- ※ 遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

（協議会事務局使用欄）

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

第3号様式～第8号様式 （略）

第2号様式（第7条関係）

第2号様式

航空分野特定技能協議会加入届出書 兼 構成員資格証明書（登録支援機関）

航空分野特定技能協議会 事務局 殿

令和 年 月 日

航空分野特定技能協議会に入会したいので、以下のとおり届出いたします。

1. 届出事項

登録支援機関名称 及び登録番号											
所在地	〒										
代表者（役職・氏名）											
支援計画の全部の実施の委託元 となる特定技能所属機関名称											
支援を実施する特定技能 外国人を特定技能所属機 関が受入れた日（見込み）	令和 年 月 日										
担当者氏名						電話番号					
担当者電子メール											

※委託元となる特定技能所属機関から航空分野特定技能協議会加入届出書により確認を終えた日以後、本届出を受理いたします。

2. 遵守事項

協議会への加入にあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

なお、遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

- ・ 出入国管理及び難民認定法その他法令を遵守します。
- ・ 航空分野特定技能協議会規約を遵守します。
- ・ 特定技能外国人の看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請が決議されたときは、これを尊重します。
- ・ 他の特定技能所属機関に雇用されている特定技能外国人の引き抜きの補助は行いません。
- ・ 航空分野特定技能協議会に対し、必要な協力を行います。

（新規）

（協議会事務局使用欄）

上記届出を受理し、航空分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付日・受付番号

第3号様式～第8号様式 （略）

分野別協議会に係る今後の取組の方向性について



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

分野別協議会に係る今後の取組の方向性について



世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

育成就労制度の運用開始に向けて、制度所管省庁と分野所管省庁が連携して分野別協議会に係る下記の取組を推進する。

- ① 外国人の適切かつ円滑な受入れのため、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求める。
また、協議会において自主的なチェック（例えば、定期的な実地調査等）を実施し、遵守事項に従わない構成員を除名・退会させることが可能な実効性のある仕組みを構築することについて検討する。
- ② 現行の特定技能制度における分野別協議会において、受入れ機関に対する法令遵守の啓発を行うとともに、受入れ機関等からの相談に応じる窓口を設ける。
- ③ 相談等を端緒に法令違反の疑いのある受入れ機関等を把握した場合には関係機関に情報提供を行う仕組みを確立する（ネットワークの整備等）。
- ④ 制度所管省庁は、分野所管省庁と協力しつつ、定期的に取り組状況を把握し、事例（優良事例、不適切事例等）等を各分野別協議会に横展開するなど、分野別協議会の活性化に向けて積極的に支援する。

第6回航空分野特定技能協議会 決議

令和8年●●月●●日

特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）

本協議会は、本行動規範の遵守を特定技能所属機関、登録支援機関及び事業者団体等（以下、「特定技能所属機関等」という）に強く求めるとともに、これに違反する特定技能所属機関等に対しては、本協議会からの退会を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 航空分野における特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 事業者団体及び特定技能所属機関は、特定技能制度の意義を理解し、特定技能外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 特定技能所属機関等は、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、空港グラウンドハンドリング業及び航空機整備業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 特定技能所属機関等は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関は、特定技能制度への理解を深め、特定技能外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。
7. 特定技能所属機関は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。

8. 特定技能所属機関は、特定技能外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。
9. 特定技能所属機関は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関は、国土交通省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 特定技能所属機関は、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするため、本協議会が行う対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の本協議会による、大都市圏等での受入れの自粛要請や特定技能所属機関による他の機関に雇用されている特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）に協力する。
14. 特定技能所属機関等は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 特定技能所属機関等は、ここで定める行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。

第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

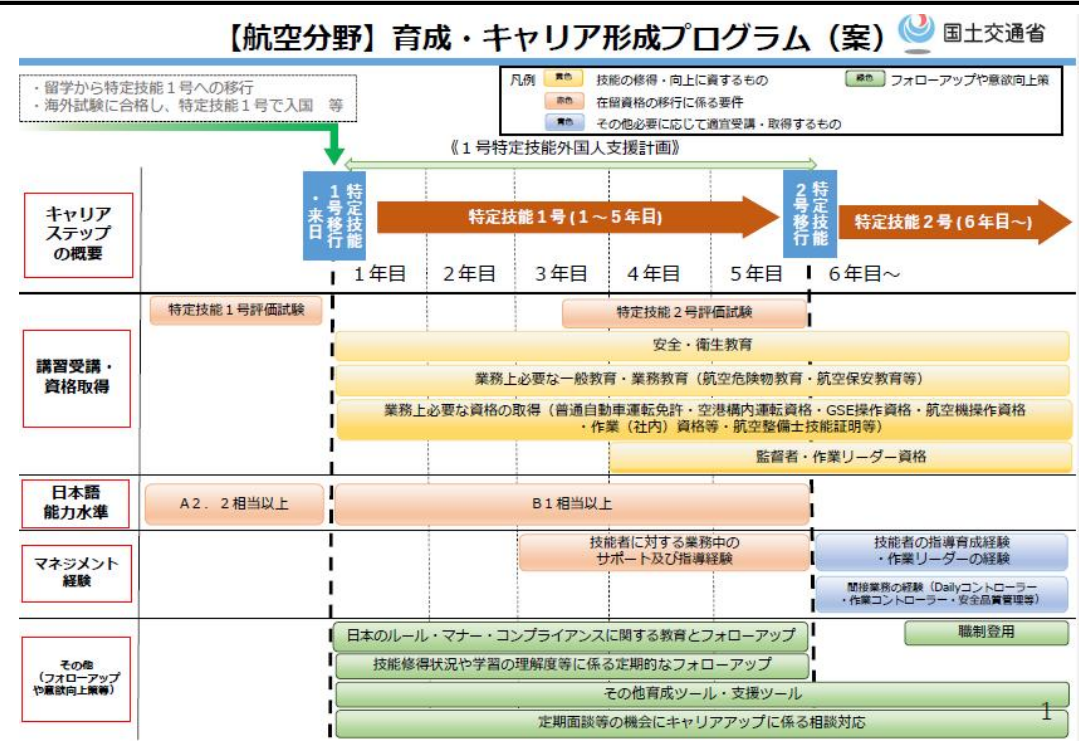
4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする航空分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。

航空分野における育成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験
- ④ その他(フォローアップや意欲向上策等)



航空分野の育成・キャリア形成プログラム案

- ・留学から特定技能 1 号への移行
- ・海外試験に合格し、特定技能 1 号で入国 等

凡例

黄色

技能の修得・向上に資するもの

緑色

フォローアップや意欲向上策

赤色

在留資格の移行に係る要件

青色

その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

《1号特定技能外国人支援計画》

キャリア
ステップ
の概要1号特定技能
移行
来日

特定技能 1 号 (1～5 年目)

2号特定技能
移行

特定技能 2 号 (6 年目～)

1 年目

2 年目

3 年目

4 年目

5 年目

6 年目～

講習受講・
資格取得

特定技能 1 号評価試験

特定技能 2 号評価試験

安全・衛生教育

業務上必要な一般教育・業務教育（航空危険物教育・航空保安教育等）

業務上必要な資格の取得（普通自動車運転免許・空港構内運転資格・GSE操作資格・航空機操作資格
・作業（社内）資格等・航空整備士技能証明等）

監督者・作業リーダー資格

日本語
能力水準

A 2. 2 相当以上

B 1 相当以上

マネジメント
経験技能者に対する業務中の
サポート及び指導経験技能者の指導育成経験
・作業リーダーの経験間接業務の経験（Dailyコントローラー
・作業コントローラー・安全品質管理等）その他
（フォローアップ
や意欲向上策等）

日本のルール・マナー・コンプライアンスに関する教育とフォローアップ

職制登用

技能修得状況や学習の理解度等に係る定期的なフォローアップ

その他育成ツール・支援ツール

定期面談等の機会にキャリアアップに係る相談対応

在留資格	目指すレベル （求められる 役割・作業）	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力 水準	マネジメント 経験	その他経験等
特定技能 1 号	指導者やチームリーダーの指導・監督の下、一定程度の業務を遂行する。特定技能2号への移行を目指す。	・制限区域内車両運転資格 ・航空機操作資格 ・GSE操作資格 ・危険物取扱者乙4 ・各種作業資格	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠A2.2相当以上 就労中の取組：日 本語教育の参照枠 B1相当以上	後輩技能者に対する業務中のサポート及び指導経験	普通自動車運転免許の取得
特定技能 2 号	指導者やチームリーダーとして、業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行する。	・制限区域内車両運転資格 ・航空機操作資格 ・GSE操作資格 ・危険物取扱者乙4 ・各種作業資格 ・監督者/作業リーダー資格（社内資格）	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠B1相当以上	・技能者の指導育成経験 ・Dailyコントローラー及び安全品質管理等現場ラインに包含される間接業務の経験	

在留資格	目指すレベル （求められる 役割・作業）	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力 水準	マネジメント 経験	その他経験等
特定技能 1 号	国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）を行い特定技能2号評価試験の移行を目指す。	・「認定作業等（社内資格）※初級（基礎的な技能を要する作業を担当）」（1年目～2年目）	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上	—	普通自動車運転免許の取得
特定技能 2 号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は、監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行する。	・「認定作業等（社内資格）※上級（高度な知識、技能を要する作業を担当）」（3年目以降） ・「航空整備士技能証明（国家資格）」（8年目）	就労開始に必須：日本語教育の参照枠B1相当以上	・作業リーダーの経験 ・作業コントローラー等間接業務の経験 ・確認主任者としての業務指示（国家資格整備士の場合）	

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-航空分野の基準について-

平成 31 年 3 月

法務省・国土交通省編

(制定履歴)

平成 31 年 3 月 20 日公表

令和元年 11 月 29 日一部改正

令和 3 年 2 月 19 日一部改正

令和 4 年 8 月 30 日一部改正

令和 5 年 8 月 31 日一部改正

令和 6 年 2 月 15 日一部改正

令和 8 年 7 月 17 日一部改正

- 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、航空分野においては、「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。
- また、法第 2 条の 5 の規定に基づく、特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、航空分野についても、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準（平成 31 年国土交通省告示第 360 号。以下「告示」という。）において、航空分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを

目的としています。

目次

第 1	特定技能外国人が従事する業務・	4
第 2	特定技能外国人が有すべき技能水準等・	7
第 3	特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準・	13
第 4	適合 1 号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準・	17
第 5	上陸許可に係る基準・	19
第 6	育成・キャリア形成プログラム・	21

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人に従事させるものであること。

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

（1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

航空分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業場所の除雪等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1（1）アの技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

【業務内容】

- 航空分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：事務作業、作業場所の整理整頓や清掃、積雪時における作業場所の除雪）に付随的に従事することは差し支えありませんが、専ら関連業務に従事することは認められません。
- 1号特定技能外国人

分野別運用方針第二1（1）に定める試験及び分野別運用方針第二2（1）アに定める業務に従い、第二1（1）アの試験合格により確認された技能を要するものであって、空港グランドハンドリング区分においては、社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務を言い、航空機整備区分においては、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務全般を言います。
- 2号特定技能外国人

分野別運用方針第二1（2）に定める試験及び分野別運用方針第二2（1）イに定める業務に従い、第二1（2）アのいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、空港グランドハンドリング区分においては、社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務に従事し、工程を管理する業務を言い、航空機整備区分においては、現場において、専門的な知識・技量を要する運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務全般に従事し、自らの判断により行う専門的・技

術的な航空機整備業務を言います。

- 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として国家戦略特別区域内の保税蔵置場又は総合保税地域において行う業務については、貨物取扱業務に関する空港グランドハンドリングに限られます。

なお、国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」の関係規定に記載している「国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」を御参照ください。

- 航空分野の業務の遂行に際しては、航空法等の関係法令や安全管理規程、業務規程、運航・整備規程、社内規定等の規程類を遵守することが必要です。

【相談窓口】

- 特定技能外国人が従事する業務内容に関する詳細については国土交通省航空局にお問合せください。問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。

(URL : http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html)

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号）（特定技能所属機関）

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ホ～ヘ（略）

二～六（略）

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ（略）

二～七（略）

分野別運用方針（抜粋）

第二 特定技能制度において求められる人材等に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

航空分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

別表１のａ．技能水準の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＡ２.２相当以上の水準と認められるもの

(２) ２号特定技能外国人

航空分野において特定技能２号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格又は資格を取得した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。

ア 技能水準

(ア) 技能水準

別表２のａ．技能水準の欄に掲げるもの

(イ) 実務経験

① 空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。

② 航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のＢ１相当以上の水準と認められるもの

【１号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

- 「航空分野特定技能１号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能１号評価試験（航空機整備）」（分野別運用方針第二１（１）アの試験区分）

航空分野特定技能１号評価試験（空港グランドハンドリング）は、社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、空港グランドハンドリング区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。航空分野特定技能１号評価試験（航空機整備）は、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や整備品等の整備業務のうち基礎的な業務（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、航空機整備区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有す

るものと認められます。

○ 「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当以上

※ 以下のいずれかの試験の合格

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c） A2.2 相当以上
- ・ 日本語能力試験（J L P T） N 4 以上

※ 特定技能 1 号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習 2 号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和 9 年 4 月 1 日以降も当面の間、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習 2 号の職種・作業については別表参照。）。

また、技能実習 2 号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能 1 号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能 1 号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。

【2 号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】

○ 「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」及び「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」又は「航空従事者技能証明」（分野別運用方針第二 1（2）ア（ア）の試験区分）

- ・ 「航空分野特定技能 2 号評価試験（空港グランドハンドリング）」は、上級の技能労務者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、空港グランドハンドリング区分において熟練した技能を有するものと認められます。
- ・ 「航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）」又は「航空従事者技能証明」は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものであり、この試験及び資格の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、航空機整備区分において熟練した技能を有するものと認められます。
- ・ 空港グランドハンドリング区分においては、空港グランドハンドリング

の現場において社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして現場を管理する能力を有すると認められるために、技能者を指導しながら作業に従事した実務経験が必要であり、この場合の実務経験とは、航空機の駐機場への誘導や移動、手荷物・貨物の仕分け、手荷物・貨物の航空機への移送・搭降載、客室内清掃、搭乗手続き、機内食等の搭降載、航空燃料搭載等、特定技能2号として就業する上で必要となる知識や技能を習得（安全管理規定の理解や作業資格の取得など）した上で、新入社員等に指導したことをいいます。

- ・ 航空機整備区分においては、航空機整備の現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験が必要であり、この場合の実務経験とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務に3年以上従事したことをいいます。

○ 「日本語教育の参照枠」B1相当以上（※）

※ 以下の試験の合格

- ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上

※ CEF RのB1相当以上を判定された場合に限る。

※ 令和9年4月1日以降、特定技能2号においては「日本語教育の参照枠」B1相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

【経過措置】

- 「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定）による廃止前の運用方針別表1b. 業務区分（5（1）ア関係）項番1及び運用方針別表2b. 業務区分（5（1）イ関係）項番1の欄に掲げる業務区分に対応する試験のうち、次の表の左欄に掲げる業務区分（従事する業務）に対応する試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる業務区分（従事する業務）に対応する試験に合格したものとみなされます。

旧業務区分（従事する業務）	新業務区分（従事する業務）
空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事）	空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・

	搭降載業務、航空燃料取扱業務)
空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理）	空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務（これら工程を管理する業務）

【確認対象の書類】

＜特定技能1号の場合＞

○ 試験合格者の場合

- ・技能水準を証するものとして次のいずれか

航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し

航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し

- ・日本語能力を証するものとして次のいずれか

国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2 相当以上）の写し

日本語能力試験（N4 以上）の合格証明書の写し

＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって航空分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4 以上）を受験し、合格する必要はありません。

○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合

- ・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合

空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し

- ・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号）

＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。

＜特定技能2号の場合＞

○ 業務区分：空港グランドハンドリングの場合

- ・航空分野特定技能2号評価試験（空港グランドハンドリング）の合格証明書の写し

○ 業務区分：航空機整備の場合

- ・ 航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）合格者の場合
航空分野特定技能 2 号評価試験（航空機整備）の合格証明書の写し
- ・ 航空従事者技能証明取得者の場合
本要領別表の「技能水準及び評価方法等」の欄に掲げるいずれかの航空従事者技能証明の写し
航空分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（分野参考様式第 9－3 号）
- 日本語能力を証するものとして次のもの
 - ・ 日本語能力試験（N 3 以上）の合格証明書の写し（C E F R の B 1 相当以上を判定された場合に限る。）
- ※ 令和 9 年 4 月 1 日以降、特定技能 2 号においては「日本語教育の参照枠」B 1 相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。

【留意事項】

＜特定技能 1 号＞

- 空港グランドハンドリング職種・航空機地上支援作業、航空貨物取扱作業、客室清掃作業の技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、当該技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、当該空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写しの提出が必要です。
- 空港グランドハンドリング技能実習評価試験（専門級）に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

＜特定技能 2 号＞

- 航空分野特定技能 2 号評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、航空局または試験実施機関へ御確認ください。
- 航空従事者技能証明取得者については、「航空分野 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（航空機整備）」（分野参考様式第 9－3 号）により、実務経験を確認します。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～十二（略）

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 （略）

告示第2条

航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
- 六 特定技能所属機関である場合にあつては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第7条の国家戦略特別区域会議が、法第

8条第2項第2号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業（法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内の保税蔵置場（関税法（昭和29年法律第61号）第42条第1項に規定する保税蔵置場をいう。）又は総合保税地域（同法第62条の8第1項に規定する総合保税地域をいう。）において、当該国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属する者が、その雇用する外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能（同表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める産業上の分野のうち、航空分野であるものに限る。）の在留資格をもって在留する外国人に限る。）の有する技能を活用して行う空港グランドハンドリング（貨物取扱業務に関するものに限る。）をいう。）を定めた区域計画（法第8条第1項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関については、当該本邦の公私の機関が行う当該国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業に係る部分に限り、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき航空分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第360号）第2条第1号の規定は、適用しない。

【特定技能所属機関及び事業所】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。
- 空港グランドハンドリングの業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）、同規則第13条第1項の承認を受けた者、同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者でなければなりません。
- 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として、空港敷地外の保税蔵置場又は総合保税地域において、空港グランドハンドリング（貨物取扱業務に関するものに限る。）を行う特定技能所属機関については、当該事業に係る

部分に限り、告示第2条第1号の規定は適用されませんが、千葉県及び成田国際空港株式会社が設置する協議会（成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会）に所属しなければなりません。

なお、当該事業及び協議会の詳細は、千葉県のホームページを御確認ください。

- 航空機整備の業務区分の特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関は、航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の国土交通大臣による認定を受けた者（以下「航空機整備等に係る能力について認定を受けた者」という。）若しくは当該者から業務の委託を受けた者でなければなりません。

【協議会】

- 航空分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、国土交通省が設置する航空分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）に加入し、加入後は協議会に対し、また国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
- また、協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。
- 特定技能外国人から航空分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面を交付しなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができなくなります。
- 特定技能所属機関が適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、支援を委託される特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、協議会に加入し、加入後は協議会に対し、また、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能外国人の受入れを検討している場合、特定技能雇用契約の締結前であっても、分野別協議会事務局（国土交通省航空局）に協議会への加入等について相談することができます。
- なお、協議会に関する問合せ先については、国土交通省航空局のホームページを御覧ください。

（URL：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr19_000011.html）

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－

1号) (特定技能所属機関)

- 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書 (特定技能所属機関)
- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書 (分野参考様式第9-2号) (登録支援機関)
- 航空分野特定技能協議会の構成員であることの証明書 (登録支援機関)
- 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業として国家戦略特別区域内の保税蔵置場又は総合保税地域において業務に従事する場合、千葉県及び成田国際空港株式会社が設置する協議会の構成員であることが確認できる以下の資料
 - ・ 成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会構成員加入通知書の写し又は成田国際空港に関する国家戦略特別区域航空物流外国人材活用協議会構成員資格証明書の写し

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条（略）

2 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第2条

航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であつて、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。
- 二 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
- 三 前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- 四 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
- 六 特定技能所属機関である場合にあつては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。

- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のものとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

第5 上陸許可に係る基準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～五（略）

六 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

上陸基準省令（特定技能2号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項（第2号を除く。）及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

一～六（略）

七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示第1条

航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

【労働者派遣】

- 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2

号」に係る上陸基準として、航空分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。

- 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該特定技能外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。
- 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。

【確認対象の書類】

- 航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第9－1号（特定技能所属機関））

第6 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針（抜粋）

第一 特定技能制度に関する基本的な事項等

4 その他特定技能制度に係る制度の運用に関する重要事項

（1）特定技能外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、特定技能1号及び特定技能2号に係る講習受講・資格取得等を内容とする航空分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

航空分野における育成プログラムは、次の事項を基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- ① 講習受講・資格取得
- ② 日本語能力
- ③ マネジメント経験
- ④ その他（フォローアップや意欲向上策等）

- 航空分野における育成プログラムは、特定技能制度を通貫したものとするこ
とを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・
育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等にお
いて、受け入れる外国人の計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針と
なります。
- 航空分野における育成プログラムは、国土交通省のホームページに掲載され
ますので、適切に参照し活用してください。

別表（航空）

業務区分及び特定技能外国人が従事する業務			技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	令和9年4月1日以降も当分の間、技能水準及び日本語能力水準の試験の免除となる技能実習2号	
					職種	作業
特定技能1号	空港グランドハンドリング	社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下で行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務	航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）	【「日本語教育の参照枠」A2、2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2、2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	空港グランドハンドリング	航空機地上支援 ----- 航空貨物取扱 ----- 客室清掃
特定技能2号		社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして行う、航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降載業務、航空機内外の清掃整備業務、旅客ハンドリング業務、機内食等の運搬・搭降載業務、航空燃料取扱業務（これら工程を管理する業務）	① 航空分野特定技能2号評価試験（空港グランドハンドリング） ② ①の合格に加えて、実務経験要件（現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験）	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上 （CEFRのB1相当以上を判定された場合に限り）	—	—
特定技能1号	航空機整備	運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備業務	航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）	【「日本語教育の参照枠」A2、2相当以上】 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）A2、2相当以上 又は ・ 日本語能力試験（JLPT）N4以上	—	—
特定技能2号		自らの判断により行う、運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体及び装備品又は部品等の整備の専門的・技術的な業務	① 航空分野特定技能2号評価試験（航空機整備） ② ①の合格に加えて、実務経験要件（現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験）	【「日本語教育の参照枠」B1相当以上】 ・ 日本語能力試験（JLPT）N3以上 （CEFRのB1相当以上を判定された場合に限り）	—	—
			① 航空従事者技能証明のうち以下のもの 一等航空整備士（飛行機） 一等航空整備士（回転翼航空機） 二等航空整備士（飛行機） 二等航空整備士（回転翼航空機） 一等航空運航整備士（飛行機） 一等航空運航整備士（回転翼航空機） 二等航空運航整備士（飛行機） 二等航空運航整備士（回転翼航空機） 航空工場整備士（機体構造関係） 航空工場整備士（ピストン発動機関係） 航空工場整備士（タービン発動機関係） 航空工場整備士（プロペラ関係） 航空工場整備士（計器関係） 航空工場整備士（電子装備品関係） 航空工場整備士（電気装備品関係） 航空工場整備士（無線通信機器関係） ② ①の合格に加えて、実務経験要件（現場において、専門的な知識・技量を要する作業を実施した3年以上の実務経験）			

航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

航空分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）又は航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）であること（国家戦略特別区域法第2条第1項に規定する国家戦略特別区域内の保税蔵置場（関税法（昭和29年法律第61号）第42条第1項に規定する保税蔵置場をいう。）又は総合保税地域（同法第62条の8第1項に規定する総合保税地域をいう。）で行う国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業においては、貨物取扱業務に関するものに限る。）。
2. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
3. 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者（航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること（国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業を行う特定技能所属機関を除く（当該事業に係る部分に限る。））。
4. 国家戦略特別区域航空物流外国人材活用事業を行う特定技能所属機関については、国家戦略特別区域に係る地方公共団体及び空港管理者その他の関係者が設置する協議会に所属していること。
5. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
6. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
7. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
8. 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、下記(1)から(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。
 - (1) 協議会の構成員であること。
 - (2) 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
 - (3) 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
9. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

航空分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」とする。）の構成員であること。
2. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
3. 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日

年 月 日

作成責任者

航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書

航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に規定する2号特定技能外国人に求められる実務経験について、下記のとおり証明します。

なお、本件について出入国在留管理官署から照会があった場合には、適切に対応します。

記

1 申請人

氏 名	
生 年 月 日	
国籍・地域	

2 実務経験

(1) 業務内容

現場において、専門的な知識・技量を要する作業

※「実務経験」とは航空会社や航空機整備会社において、国家資格整備士等の指導・監督の下、ドック整備や材料・部品等の領収検査等、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務に3年以上従事したことをいう。

(2) 上記(1)の業務に従事していた就業期間

年 月 日～	年 月 日	(計： 年 月)
--------	-------	----------

※必要に応じ行を追加すること。

※上記(1)の業務に従事していない期間がある場合は、従事していた期間ごとに記載すること。

作成日 年 月 日

事業者

氏名又は名称

住 所

連 絡 先

作成責任者(署名)

※ 証明事項に事実と相違がある場合、申請人の在留資格が取り消される場合がある。